

第5回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 議 事 次 第

平成29年7月12日（水） 13：30～
山梨運輸支局 2階会議室

1. 開 会
2. 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会長挨拶
3. 議 事
 - (1) 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の改正について
 - (2) タクシー事業の現状について
 - (3) 適正化・活性化に関する改正特措法施行後の取組み状況について
 - (4) 適正化・活性化に関する改正特措法に係るフォローアップについて
 - ①活性化事業に係る調査の公表について
 - ②活性化事業に係る調査項目における目標値の設定について
 - (5) 地域計画の改正について
 - (6) 運賃改定に係る実績等の報告について
 - (7) その他
4. 閉 会

-
- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 |
| 資料 2 | タクシー事業の現状について |
| 資料 3 | 適正化・活性化に関する改正特措法施行後の取組み状況について |
| 資料 4 | 活性化事業に係る調査の公表について |
| 資料 5 | 活性化事業に係る調査項目における目標の設定について |
| 資料 6 | 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について |
| 資料 7 | 甲府交通圏の輸送実績前年比較表について |
| 参考資料 1 | 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて |
| 参考資料 2 | 小田原地区・群馬県 A 地区・ B 地区及び山梨県 A 地区のタクシー運賃改定について |
| 参考資料 3 | 「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」 |
| 参考資料 4 | 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について |

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 構 成 員 名 簿

平成２９年７月１２日現在

区 分	構 成 員 氏 名	団 体 名 等	備 考
地方公共団体	若尾 哲夫	山梨県リニア交通局交通政策課長	
	萩原 優	甲府市企画部リニア交通室長	
	横森 貴志	甲斐市企画政策部企画財政課長	
	五味 将元	中央市リニア交通政策課長	
	渥美 幸久	昭和町総務課長	
タクシー事業者等	大木 政	一般社団法人山梨県タクシー協会長	事務局長
	雨宮 正英	山梨貸切自動車株式会社 代表取締役	
	精松 徳紀	甲州第一交通株式会社 代表取締役	
	萩原 幸久	有限会社豊富タクシー 代表取締役	
	廣瀬 建志	国母観光自動車株式会社 代表取締役	
労働組合	渡辺 登	全国自動車交通労働組合総連合会 山梨地方連合会執行委員長	
	鶴田 博	全国自動車交通労働組合連合会 山梨地方連合会執行委員長	
地域住民	佐藤 一男	甲府市自治会連合会長	
	三井 兵部	甲斐市自治会連合会長	
	代永まつ子	甲府市消費者協会長	
タクシー事業適正化 及び活性化に資する 他の事業を営む者	大久保雅史	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長	
学識経験者	佐々木邦明	山梨大学大学院 教授	会 長
その他関係者	中井 正和	山梨労働局労働基準部監督課長	
	川口 守弘	山梨県警察本部交通部交通規制課長	

**第 5 回 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会
出席者名簿**

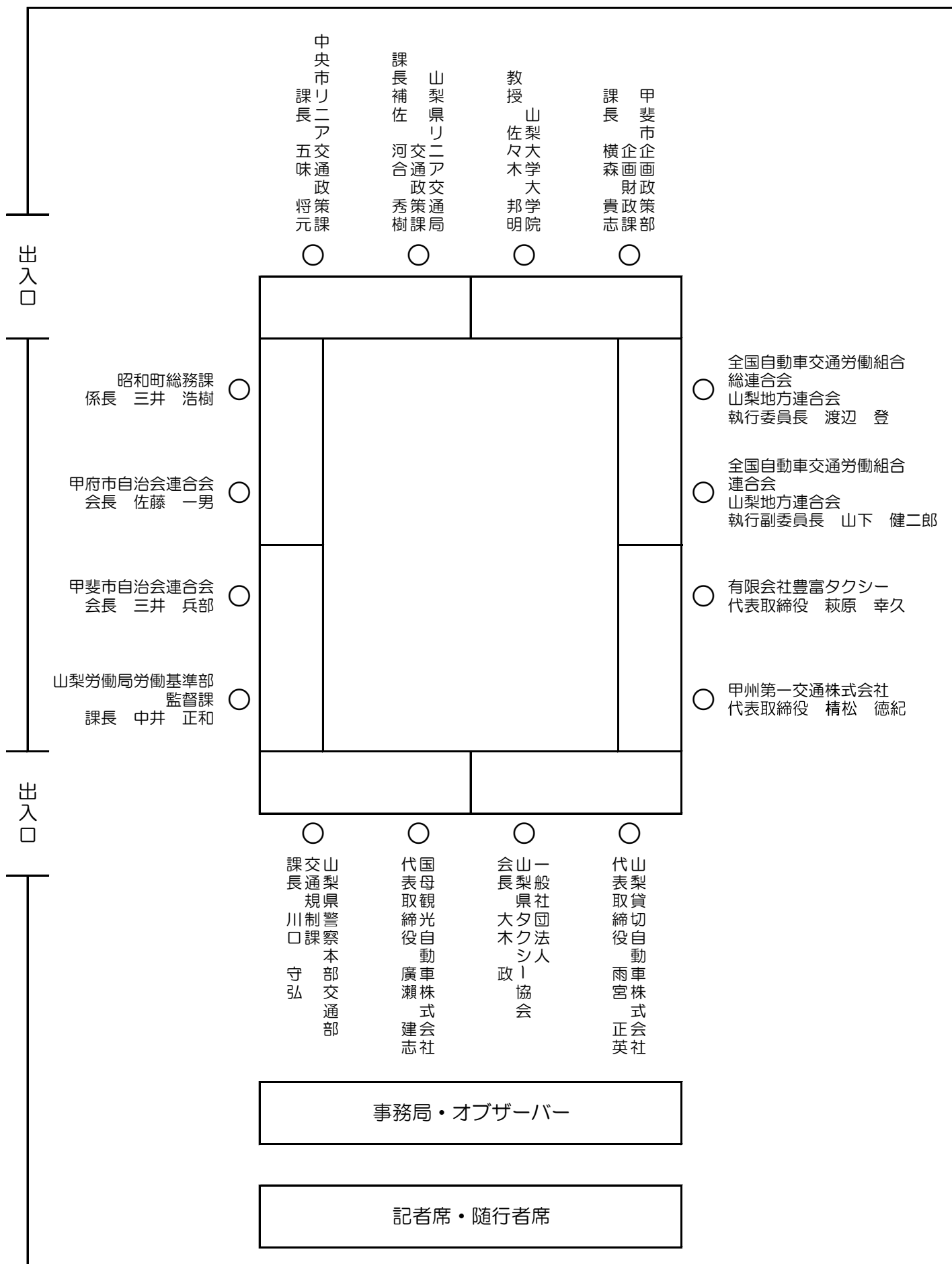
平成 2 9 年 7 月 1 2 日（水）

山梨運輸支局 2 階会議室

山梨県リニア交通局交通政策課長	若尾 哲夫
	※代理出席 河合 秀樹
甲斐市企画政策部企画財政課長	横森 貴志
中央市リニア交通政策課長	五味 将元
昭和町総務課長	渥美 幸久
	※代理出席 三井 浩樹
一般社団法人山梨県タクシー協会長	大木 政
山梨貸切自動車株式会社 代表取締役	雨宮 正英
甲州第一交通株式会社 代表取締役	精松 徳紀
有限会社豊富タクシー 代表取締役	萩原 幸久
国母観光自動車株式会社 代表取締役	廣瀬 建志
全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会執行委員長	渡辺 登
全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会執行委員長	鶴田 博
	※代理出席 山下健二郎
甲府市自治会連合会	佐藤 一男
甲斐市自治会連合会長	三井 兵部
山梨大学大学院 教授	佐々木邦明
山梨労働局労働基準部監督課長	中井 正和
山梨県警察本部交通部交通規制課長	川口 守弘

（順不同、敬称略）

第5回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 配 席 図



甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 設置要綱の一部改正について

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正（案）

改 正	現 行
（協議会の構成員） 第４条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。 ～省略～ （協議会の運営） 第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。 ２ 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。 ３ 会長の任期は<u>平成３１年９月３０日</u>までとする。 ４ 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 ５ 協議会には事務局を設置する。 ６ 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。 ７ 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。 ８ 事務局長の任期は<u>平成３１年９月３０日</u>までとする。 ～省略～ １６ 会長は、次に掲げる事項に<u>加え軽微な事項について</u>、やむを得ない事由により協議会<u>の開催が困難な</u>場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協	（協議会の構成員） 第４条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、 任期は平成２９年１月２６日までとする。 （協議会の運営） 第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。 ２ 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。 ３ 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。 ４ 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 ５ 協議会には事務局を設置する。 ６ 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。 ７ 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。 ８ 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。 ～省略～ １６ 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えるこ

議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１３項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

- (１) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。
- (２) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第６条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成２３年７月５日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２４年１２月１７日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２６年１月２２日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２６年２月２５日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２７年４月２３日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日一部改正、同日から施行する。

とができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１３項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

- (１) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。
- (２) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第６条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成２３年７月５日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２４年１２月１７日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２６年１月２２日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２６年２月２５日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成２７年４月２３日一部改正、同日から施行する。

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制 定 平成21年10月28日

（目的）

第1条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車を用いる。
3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1） 準特定地域計画の作成
- （2） 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- （3） 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

（協議会の構成員）

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

（注）（1）～（4）は法第8条第1項に規定する構成員、（5）～（7）は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 山梨県知事又はその指名する者
- ② 甲府市長又はその指名する者
- ③ 甲斐市長又はその指名する者
- ④ 中央市長又はその指名する者
- ⑤ 昭和町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長
- ② 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長

(3) 労働組合

- ① 全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会を代表する者
- ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者

(4) 地域住民の代表

- ① 甲府市自治会連合会 会長
- ② 甲斐市自治会連合会 会長
- ③ 甲府市消費者協会 会長

(5) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者

(6) 学識経験者

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 山梨労働局長又はその指名する者
- ② 山梨県警察本部長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。

3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。

4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関係地方自治体の長が全て合意していること。

② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものと

し、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。

15 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日一部改正、同日から施行する。

タクシー事業の現状について

1. 特定事業計画の認定申請状況及び認定状況について (平成29年3月31日現在)

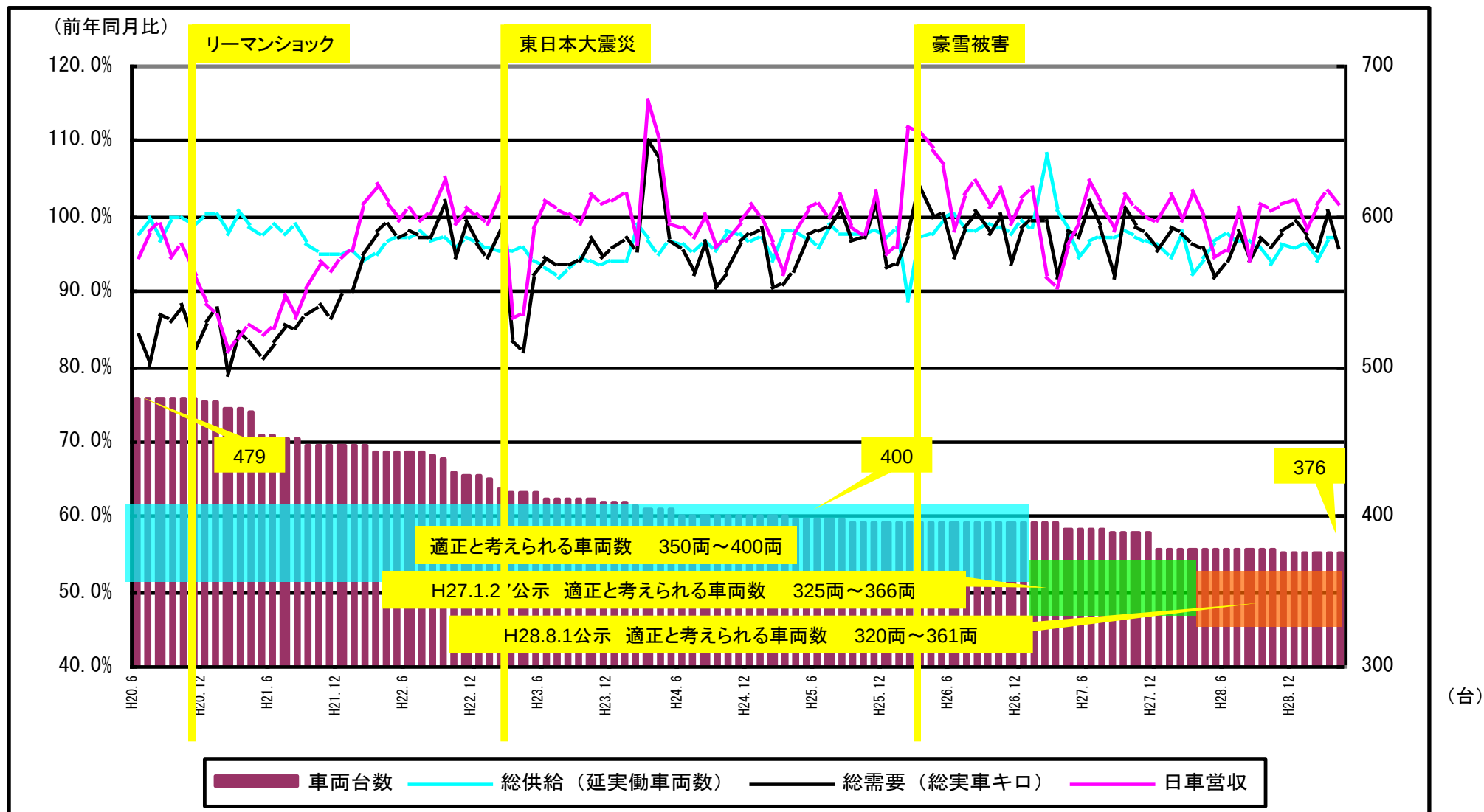
営業区域名	地域計画合意	事業者数 (H28.3末)	申 請				認 定			
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			申請者数	うち事業再構築を定めた者		
				申請者数	減車数	休車数		申請者数	減車数	休車数
甲府交通圏	H22.3.10	2 2	2 2	1 3	2 2	1 0	2 2	1 3	2 2	1 0

営業区域名	現在車両数 ① ※H29.3末	適正車両数 上限との乖 離率 (1－③／①)	申請された 減・休車がすべて 実施された場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖 離率 (1－③／②)	適正車両数 (H28.8.1公示) (平成28年8月1日一部改正) 下限値 上限値③
甲府交通圏	3 7 6	4. 0 %	3 7 6	4. 0 %	3 2 0 ~ 3 6 1

●旧特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準 車両数 ①	現在 車両数 ②	減車率 (1－②／①)	申請された減・ 休車がすべて実 施された場合の 車両数 ③	減車率 (1－③／①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられ る車両数との乖離	適正車両数
甲府交通圏	4 7 9	3 7 6	2 2 %	3 7 6	2 2 %	1 6. 5 %～2 6. 9 %	3 5 0～4 0 0

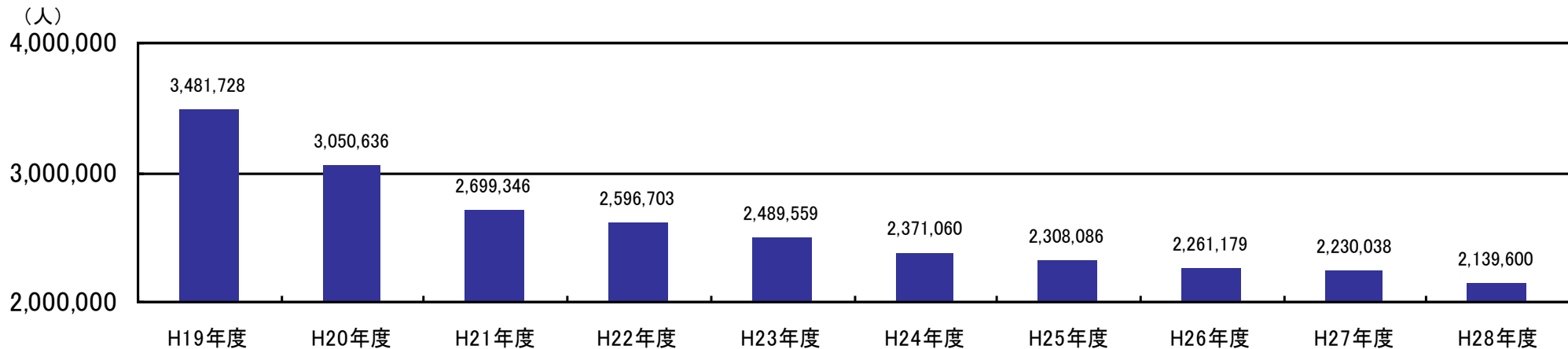
2.車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移



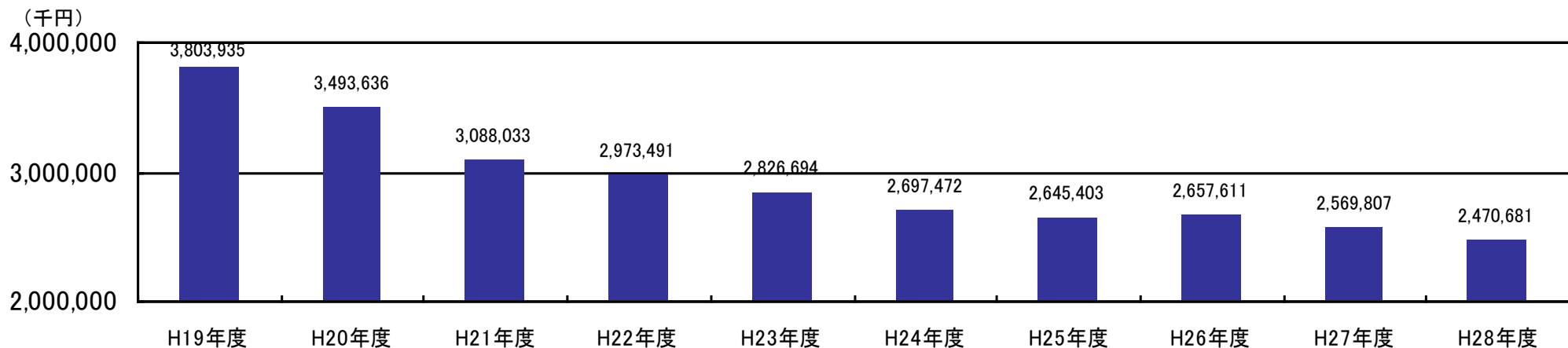
3.各種指標の比較

1 / 3

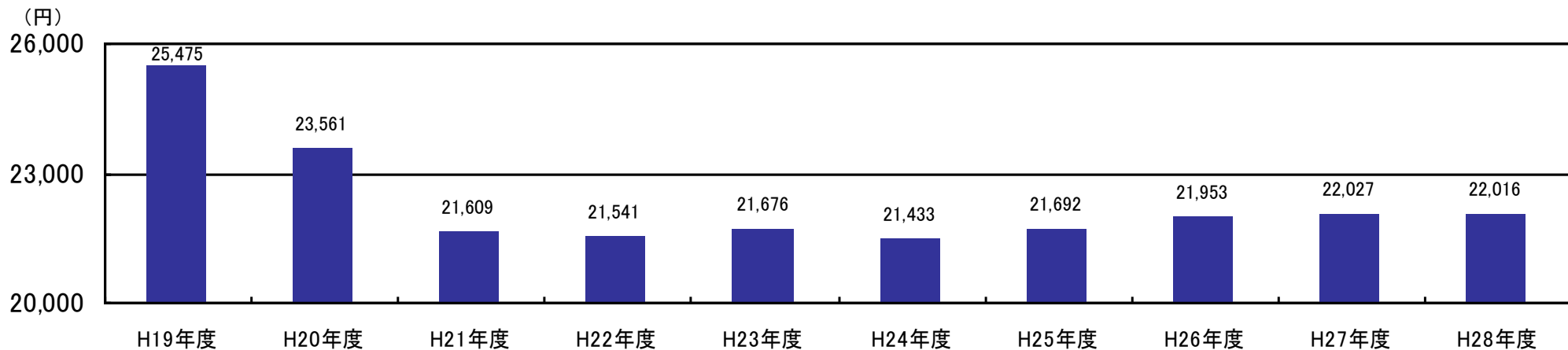
①輸送人員の推移



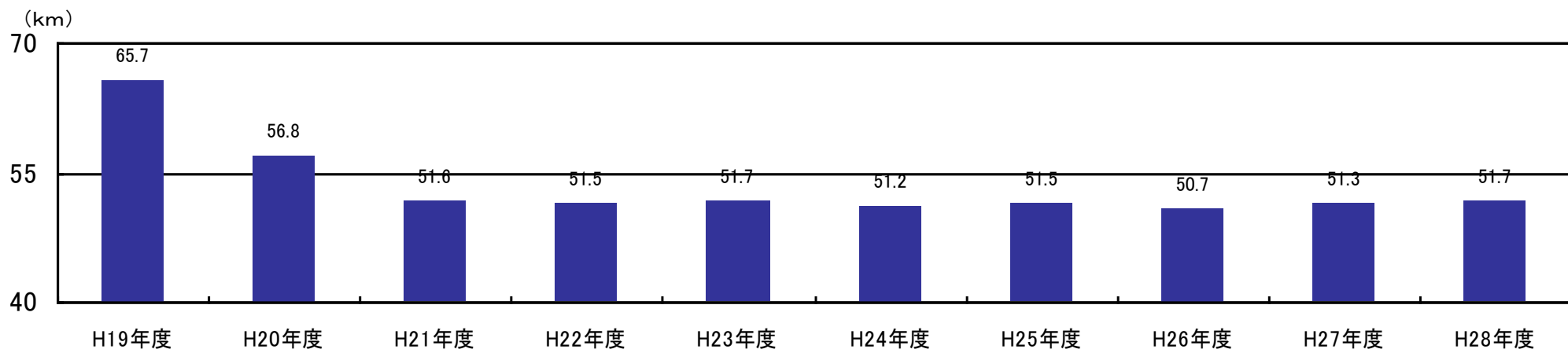
②営業収入の推移



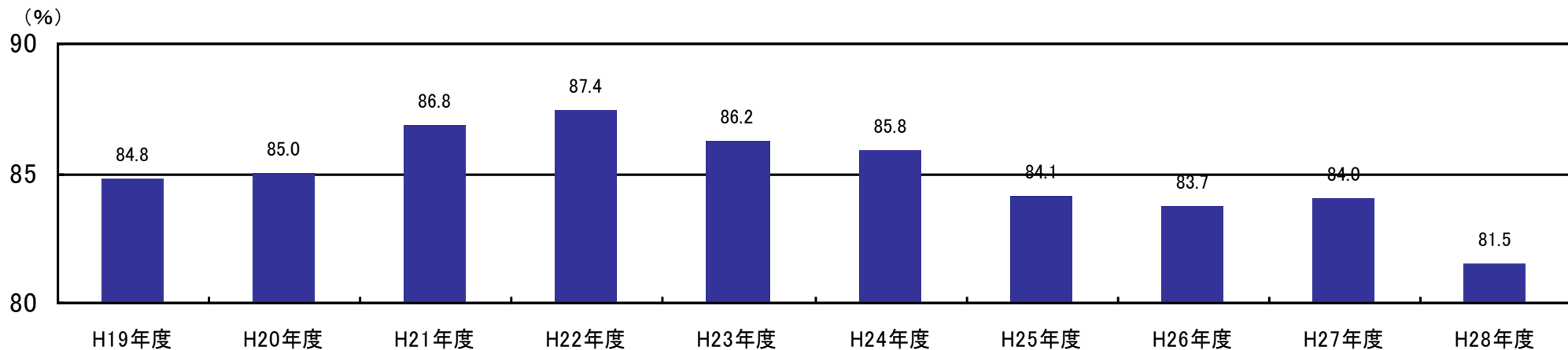
③日車収入の推移



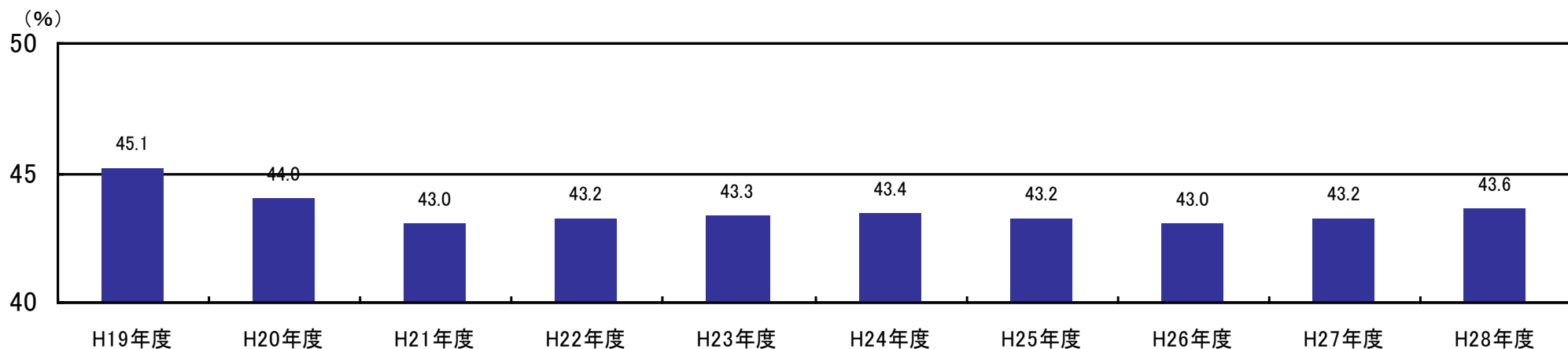
④日車実車キロの推移



⑤実働率の推移



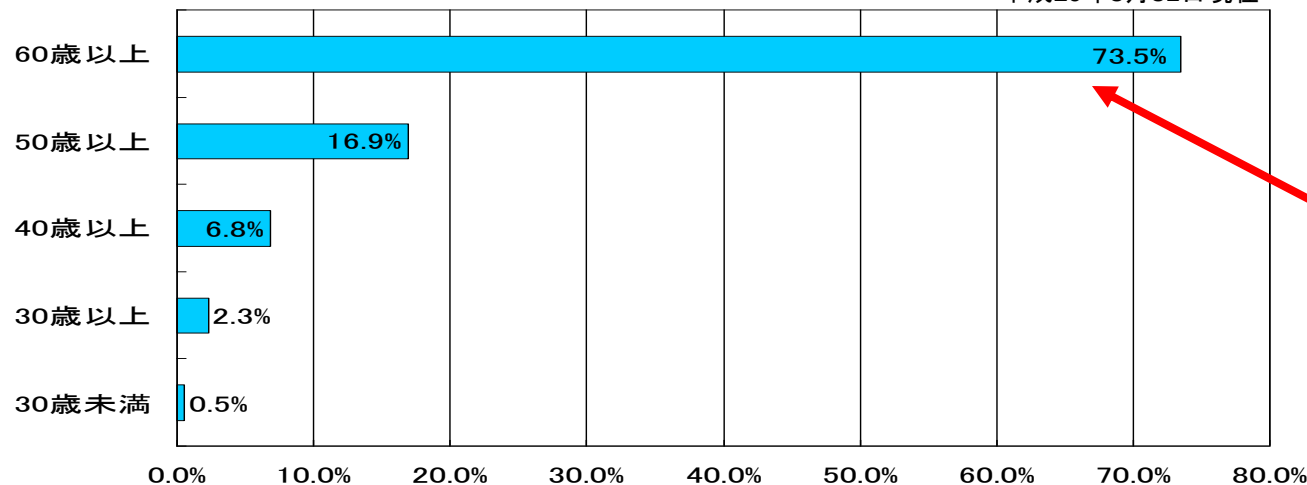
⑥実車率の推移



4.タクシー運転者の年齢構成・平均年齢

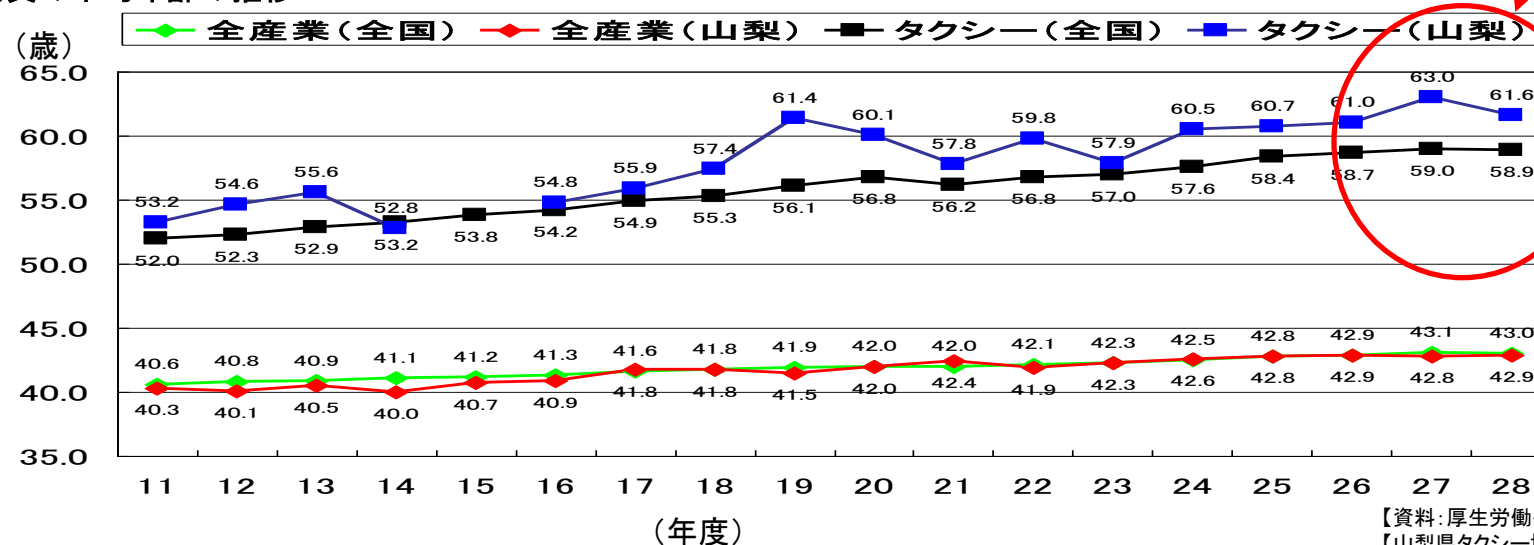
乗務員の年齢別構成

平成29年3月31日現在



ドライバーの
高年齢化が進展

乗務員の平均年齢の推移



【資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」】
【山梨県タクシー協会調べ】

改正特措法施行後の取組み状況について

地域計画の目標

- ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
- ②安全性の維持・向上
- ③環境問題への貢献
- ④交通問題、都市問題の改善
- ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥観光立国実現に向けての取り組み
- ⑦防災・防犯対策への貢献
- ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨事業経営の活性化、効率化

【接客サービス向上のための研修会の実施（乗務員）】

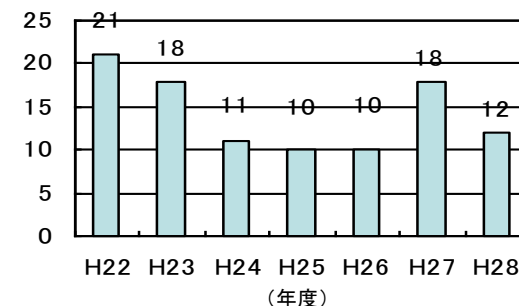
ドライバーの評価は社会や地域全体の評価にもつながり、お客様と地域を結びつける重要な役割を果たすことから接客サービス向上研修会を実施し、ドライバー全体のレベルアップを図っている。

●乗務員研修会

年度	受講者数	研修内容
平成22年度	615人	・お客様の共感と呼ぶ接客・接遇について ・苦情に関する具体的事例について ほか
平成24年度	844人	・「第28回国民文化祭・やまなし2013」の概要について ・接客マナーの向上について ほか
平成26年度	539人	・外国人観光客への対応について ・薬物乱用防止について



●苦情件数



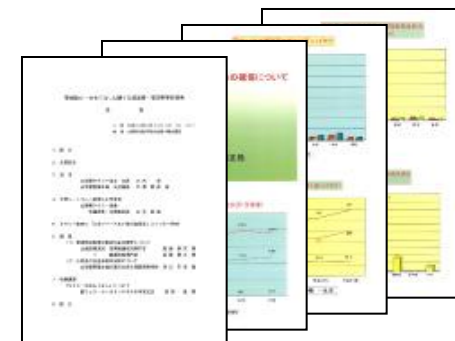
【資料：山梨運輸支局】



【接客サービス向上のための研修会の実施（経営者・管理者）】

●経営者・管理者研修会

年度	受講者数	研修内容
平成24年度	84人	・「全席シートベルト着用宣言車」について ・「タクシーのおもてなし」について
平成25年度	72人	・事業用自動車の事故防止対策について ・山梨県の交通事故状況等について
	71人	・乗務員の運行管理について ・運輸安全マネジメントについて ・点呼の実施方法等に関するグループ別討議について
	82人	・監査方針、行政処分基準等の改正概要について ・最近の監査による行政処分の傾向について
	66人	・運転と健康管理について
平成26年度	68人	・事業用自動車の事故防止対策について ・最近の交通事故情勢等について
平成27年度	83人	・事業用自動車の事故防止対策について ・最近の交通事故情勢等について ・運転者登録制度等について
平成28年度	67人	・事業用自動車の事故防止対策について ・最近の交通事故情勢等について



【ユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進】

ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）とは

ユニバーサルデザインタクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい【みんなにやさしい新しいタクシー車両】であり、誰もが普通に使える一般のタクシーです。

【ユニバーサルデザインタクシー周知活動】

目的：県民、市民・自治体職員への周知

内容：市役所等において、UDタクシー車両を展示し、来庁者等に実際に触れてもらい周知活動を行った。

場所：甲府市役所・笛吹市役所・北杜市役所・石和共立病院

時期：平成29年2月

主催：山梨運輸支局、山梨県タクシー協会、甲斐日産(株)

※今後も継続的に実施する予定

UDタクシー導入実績

平成23年度	1両
平成24年度	4両
平成25年度	2両
平成26年度	1両
平成27年度	2両
平成28年度	0両

【資料：山梨県タクシー協会調べ】



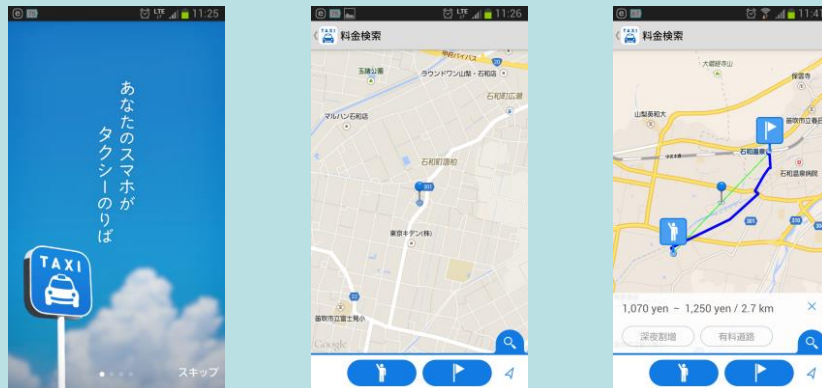
【IT機器対応の配車（スマートフォン配車）】

スマートフォンのGPS機能を使って簡単にタクシーが呼べるサービスです。

【特徴】

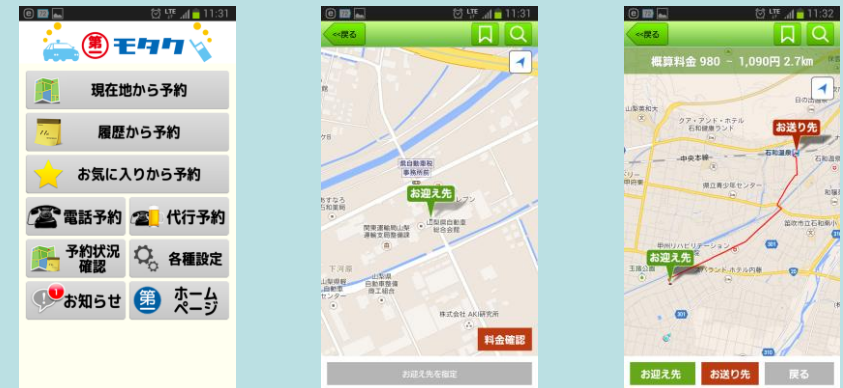
- ・端末のGPSから位置を特定し、現在地にタクシーが呼べる
- ・時間と場所を指定しての予約が可能
- ・出発地から目的地までの概算運賃が計算できる
- ・おおよそのお迎えの時間が確認できる

【全国タクシー配車】山梨貸切自動車



【平成24年7月から実施】

【モタク】第一交通グループ



【平成26年7月から実施】

【ママサポートタクシーの導入】 第一交通グループ

陣痛時に不安を抱える妊婦さんは多く、万が一の場合のお迎え場所・かかりつけの病院・出産予定日などを事前に登録し、安心して出産を迎える環境を整えるサービスです。

近年の核家族化の社会状況の下で、タクシーがお客様の視点に立ちご要望に応えられるようサービスの充実に努め、地域の信頼を得る「存在価値のあるタクシー」として地域社会の貢献に努める。

対象のお客様
妊娠中の方、子育て中の方

ご利用料金は
通常のタクシー料金



第一交通グループでは、妊娠中や子育て中のお母さんを応援するために、ママサポートタクシーを展開しております。

- 陣痛がはじまり、ご家族が不在で不安なとき
- 自宅やかかりつけの病院までの道案内が不安
- 定期診断や買物が不便
- お子様の急な発熱時 etc

平成27年4月5日
山梨日日新聞



助産師研修会



【おしぼりTAXI】

山梨県においては平成23年12月に「おもてなし観光振興条例」が施行され、全県民あけて「来県客へのおもてなし」が推進されています。これに合わせ来県客に「目に見えるおもてなしを実行する」方法として、山梨県、甲府・富士吉田商工会議所、やまなし観光推進機構等の協力により「おしぼりTAXI」を実施した。

配布数

平成26年度 86,400本

平成28年度 76,800本

平成27年度 76,800本



おしぼりのパッケージ



②安全性の維持・向上

【車内外を録画できるドライブレコーダーの導入】

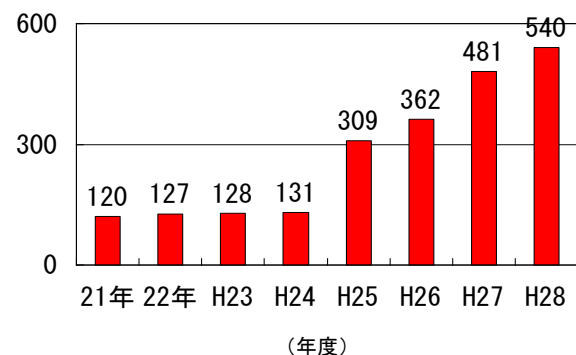
「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減目標を上回る取り組みに向け、ドライブレコーダー等の導入を図るとともに、これらの機器を活用した安全教育の実施を行い事故防止の徹底を図っている。

ドライブレコーダーの導入により、運転者の安全意識が高まり、抑止効果があるほか、安全教育等にも活用されている。



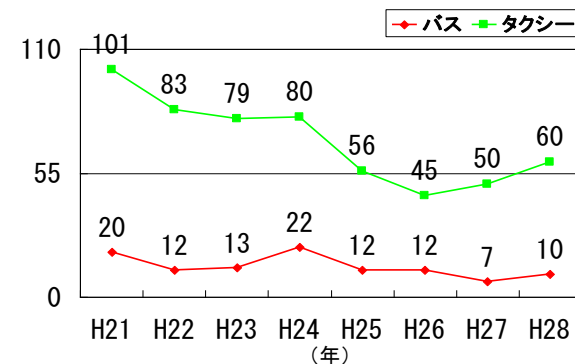
【ドライブレコーダーの画像】

●ドライブレコーダーの導入状況 (山梨県)



【山梨県タクシー協会調べ】

●事業用自動車の交通事故の推移



【資料：山梨県警察本部】

【アルコール検知器の導入】

●アルコール検知器の義務化

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため平成23年5月1日より、運送事業者が運転者に対して実施されている点呼について、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化。

全社導入済み



③環境問題への貢献

【電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進】

温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブやアイドリングストップの推進により若干ではあるが走行距離が延び、CO₂排出量を削減している。また、低公害車等を積極的に導入している。

低燃費LPG車 : 平成22年 燃費基準を達成したクラウンコンフォート等

ハイブリッドタクシー : 内燃機関とモーターの2つの動力を持つ。プリウス等

電気自動車タクシー : NO_x、CO₂の排出ゼロ。リーフ等



【ハイブリッドタクシー】

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
低燃費LPG車		27	53	40	9	5	40	56
ハイブリッド車	3	3	6	3	4	3	7	9
電気自動車			1	4				

(年度)

【山梨県タクシー協会調べ】



【電気自動車タクシー】

④交通問題、都市問題の改善

【甲府駅南口・ショットガン方式の導入】

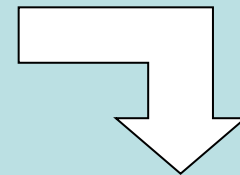
山梨県が駅前周辺の再整備を計画しており、駅前広場を有効活用するために公共交通機関と一般車両を分離し利用しやすい広場とするため、タクシープールは駅前から離れた場所へ移設し、ショットガン方式を採用して乗り場への流入を調整する。（平成27年7月実施）



※ショットガン方式

ショットガン方式とは、駅周辺における客待ちタクシーの待機列を解消するため、駅乗り場から離れた大規模タクシープールを活用し、タクシーの駅乗り場への流入を調整するシステムのことです。

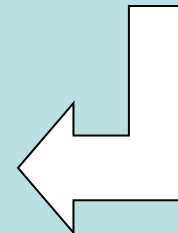
【タクシープール（40台）】



【駅前タクシープール（6台）】



【駅前タクシー乗り場（2台）】



⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進】

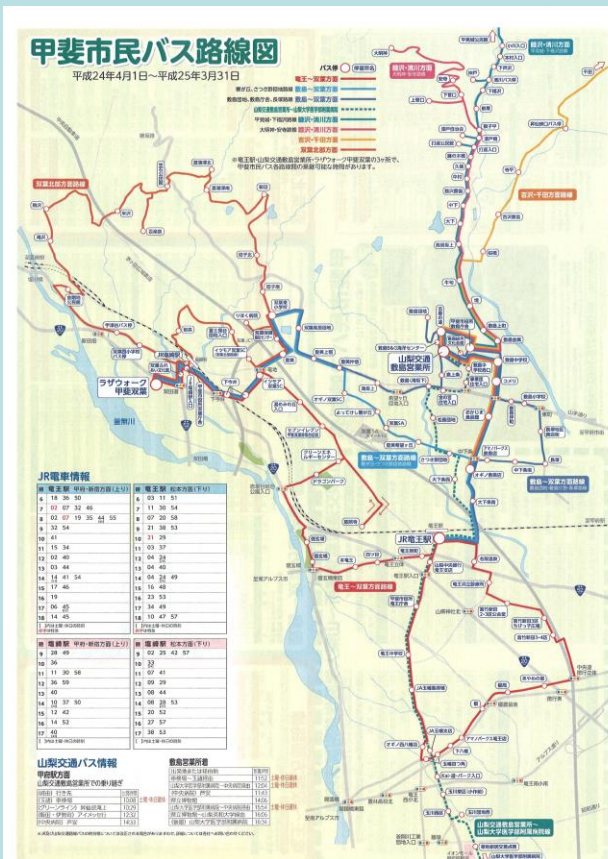
自治体が主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者が参画し、高齢者など交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の解消等を図るため地域の関係者と一体的かつ継続的に協議を行う。

●市町村が主催する主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者の参画回数

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
甲府市		2	2				2	1
中央市		3	5	2	3	3	3	1
甲斐市	1	4	2	2		1		1

(年度)

甲斐市では従来から行っていた循環バス、路線バスに加え、市民に親しまれ、より利用しやすい運行サービスとして、乗合タクシーの運行が実現された。



【観光タクシーの運行】

山梨県の観光振興の一つとして、従来から運行していた甲府駅発の観光タクシーのコース及び金額を見直し、平成24年10月1日より新たな観光タクシーをスタートさせた。
また、竜王駅及び東花輪駅からのコースも新設した。

観光タクシーモデルコース

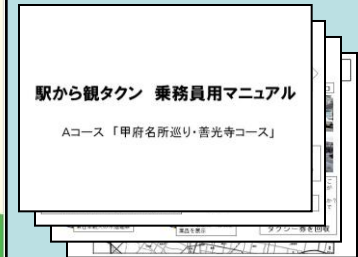
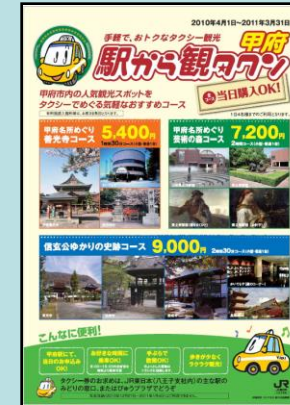
発地	観 光 コ ー ス	【00分】は見学時間	着地	所要 時間	車種	運賃
甲府 エリ ア ・ 湯 村 エ リ ア	A - 昇仙峡コース →昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→和田峠展望台【10分】→		甲府 エリ ア ・ 湯 村 エ リ ア	2:00	特大 大型 普通 小型	13,000 12,500 10,000 19,500
	B - ミレーの美術館と昇仙峡コース →県立美術館【50分】→昇仙峡滝上【50分】→昇仙峡P→和田峠→			3:00	特大 大型 普通 小型	18,500 18,000 15,000 22,500
	C - 昇仙峡とワイナリーコース →昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【40分】→			3:30	特大 大型 普通 小型	22,000 22,000 17,500 35,500
	D - 昇仙峡と武田家ゆかりのコース →天神森→（徒歩）【90分】→昇仙峡滝上→武田神社【25分】→善光寺【25分】→恵林寺【50分】→			5:30	特大 大型 普通 小型	34,500 34,500 27,500 42,000
	E - 甲斐路めぐりコース →武田神社【20分】→信玄の墓【5分】→昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【60分】 →県立美術館【60分】→地場産業センター【20分】→善光寺【20分】→			6:30	特大 大型 普通 小型	40,500 40,500 32,500 48,500
	F - 富士五湖めぐり →河口湖【60分】→山中湖【60分】→西湖【40分】→本栖湖【30分】→精進湖【30分】→			7:30	特大 大型 普通 小型	47,000 47,000 37,500 6,500
	G - 甲府の夜景コース（16:00～22:00） →山宮（経由）→見晴らし台【10分】→和田峠展望台【10分】→			1:00	特大 大型 普通 小型	6,300 6,300 5,000 19,500
	H - 甲斐路南部・考古博物館コース →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→			3:00	特大 大型 普通 小型	18,500 18,500 15,000 13,000
	I - 信玄塚と昇仙峡コース →信玄塚【10分】→ドラゴンパーク（経由）→昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→		竜王 駅	2:00	特大 大型 普通 小型	12,500 12,500 10,000 13,000
	J - 信玄塚とミレーの美術館コース 信玄塚【20分】→山縣神社【15分】→県立美術館【50分】→			2:00	特大 大型 普通 小型	12,500 12,500 10,000 19,500
東花輪 駅	K - 甲斐路南部名所めぐり →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→		東花輪 駅	3:00	特大 大型 普通 小型	18,500 18,500 15,000 15,000

- 1 甲府・湯村エリアの範囲は次の通りです。詳細はお申し込みの際、ご確認ください。
甲府エリア＝甲府駅を中心に半径1キロ圏内、湯村エリア＝湯村温泉を中心に半径500m圏内です。
- 2 料金は前払いをお願いします。
- 3 拝観料、入館料、飲食代、有料道路料、駐車料等の費用は、別途お客様のお支払いとなります。
- 4 見学時間の延長、指定コース以外の箇所への立ち寄りはありません。
- 5 障害者等その他の割引はありません。
- 6 タクシーの車内は全車両禁煙です。
- 7 上記以外のコースについても、ご相談に応じます。お問い合わせ、お申し込みは裏面発地別のタクシー会社へどうぞ。

【鉄道と連携した観光タクシーの導入（駅から観タクン）】

鉄道利用者が駅から観光地へのアクセス向上とタクシーの利用促進を図るため、ＪＲ東日本八王子支社と連携し、甲府駅を起点としたタクシーで観光スポットを巡る「駅から観タクン」を整備した。

また、「甲府名所巡り 芸術の森コース（Ｂコース）」を廃止し、より利用していただけるよう、コースの見直しを行い、今年度中の実施を検討中。



コース

・ 甲府名所巡り 善光寺コース（Ａコース）

甲府駅 → 武田神社 → 甲斐善光寺 → かいてらす → 甲府駅

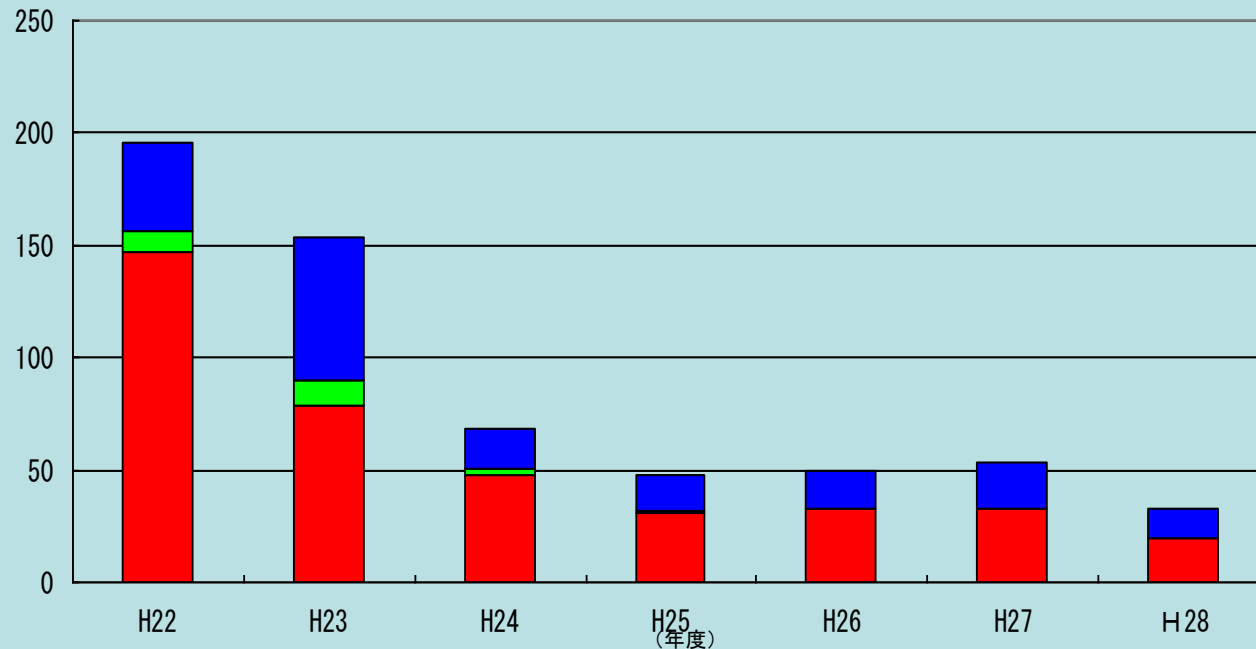
・ 甲府名所巡り 芸術の森コース（Ｂコース）

甲府駅 → 武田神社 → 県立文学館 → 県立美術館 → 甲府駅

・ 信玄公ゆかりの史跡コース（Ｃコース）

甲府駅 → 法泉寺 → 武田神社 → 円光院 → 信玄の墓 → かいてらす → 甲斐善光寺 → 東光寺
 ↓
 甲府駅 ← 長禅寺 ← 能成寺

■ Ａコース ■ Ｂコース ■ Ｃコース



【観光タクシー乗務員認定制度の導入（山梨おもてなしドライバー）】

趣旨 （一社）山梨県タクシー協会と（公社）やまなし観光推進機構は、基本的な接客・接遇等のマナー・技術、山梨県に関する地理・歴史等の知識を備えたうえで、「おもてなし」の心を持ち、山梨の観光情報等を提供しながら、安全・快適にお客様を案内できるタクシードライバーを「**山梨おもてなしタクシードライバー**」として育成・認定する

内容

- ・養成講座全5コマを全て受講し、最終日の試験に合格したドライバーを認定する
- ・合格者に認定証・マグネットステッカーを交付する
- ・山梨県の観光ホームページ「富士の国山梨観光ネット」上で、認定されたドライバーを紹介する

養成講座の内容・山梨県に関する基礎知識（歴史・文化、基礎情報等）

- ・山梨県の最近の話題、映画・ドラマの撮影場所
- ・最近の観光動向
- ・各地域ごとの知識
- ・接客接遇について
- ・あらゆるお客様に対するサービス（ユニバーサルサービス）

合格者数

平成21年度	54名	平成26年度	30名
平成22年度	32名	平成27年度	14名
平成23年度	37名	平成28年度	15名
平成24年度	27名		
平成25年度	26名		
		計235名	



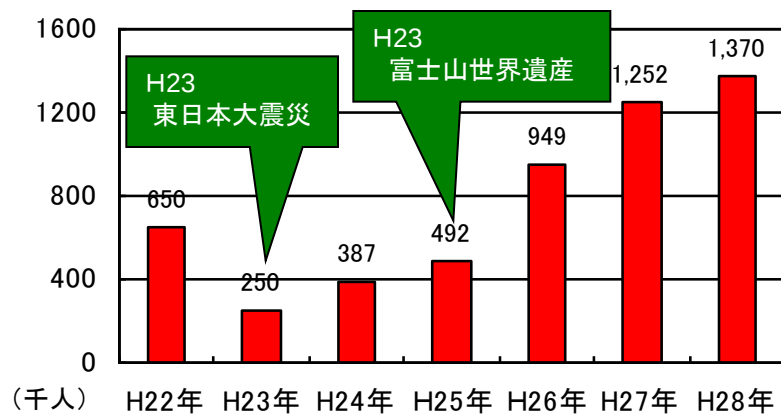
【やまなし観光推進機構HP】



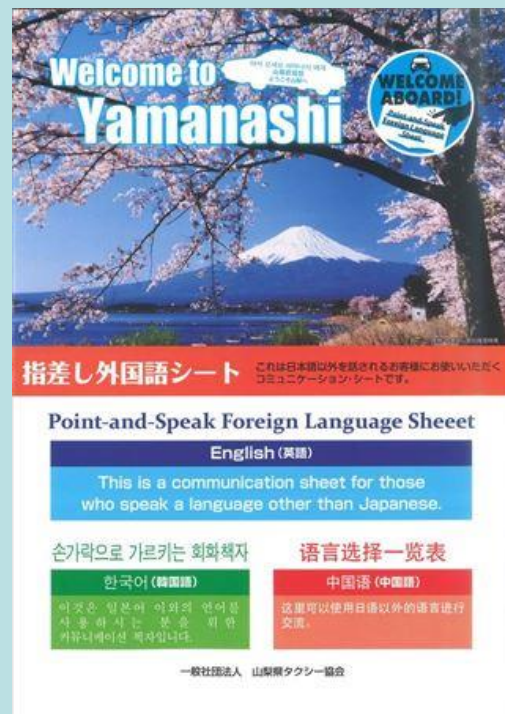
【指差し外国語シート・外国語会話集】

富士山の世界文化遺産登録や南アルプス国立公園一帯のエコパーク登録などにより、本県を訪れる外国人観光客は年々増加しつつあり、外国人観光客に対し、乗務員が「おもてなし・思いやり」の心を持って気軽に対応できるよう3カ国語【英語・韓国語・中国語】による指差し外国語シート・外国語会話集を作成し、平成26年10月に県内全乗務員に配布した。

【山梨県に宿泊した外国人旅行客数】



【資料：山梨県観光部】



【取組内容】

- ・ 山梨県警察と協定し、犯罪の発見並びに防止、徘徊老人や迷子を保護発見した場合、最寄りの警察署に通報する制度「110番協力タクシー」を実施している。
- ・ タクシー強盗については減少傾向にあるが、毎年1回山梨県警察と合同で防犯訓練を実施している。
(平成28年12月実施)
- ・ 毎年1回山梨運輸支局と合同で年末の防犯パトロールを実施している。(平成28年12月実施)
- ・ コンビニエンスストアの駐車場にタクシー優先スペースを設けて、タクシー車両が夜間も出入りすることにより、犯罪防止に貢献している。

【110番協力タクシー】



被害者の保護

- ・ 被害者をタクシー車内に保護
- ・ 被害者から事情を確認

警察への通報

- ・ 被害者から確認した事情及び現在地等を会社に連絡
- ・ 会社から警察に通報

安全の確保

- ・ 警察からの指示に従い、被害者の安全確保

【防犯訓練】



【災害時における緊急輸送等に関する協定】

山梨県と山梨県タクシー協会は「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結し、大規模災害時にタクシーを使って傷病者・対策に動く県職員の輸送また、タクシー無線を使って災害・被害の状況の情報収集等を行う。

協定締結：平成25年3月21日



【犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定】

山梨県警察と山梨県タクシー協会・山梨県トラック協会・山梨県バス協会は「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結し、ドライブレコーダの情報を提供し、犯罪抑止及び交通事故防止並びに犯罪や交通事故発生時の早期解決について相互に協力する。

協定締結：平成25年10月22日



【電話詐欺の未然防止】

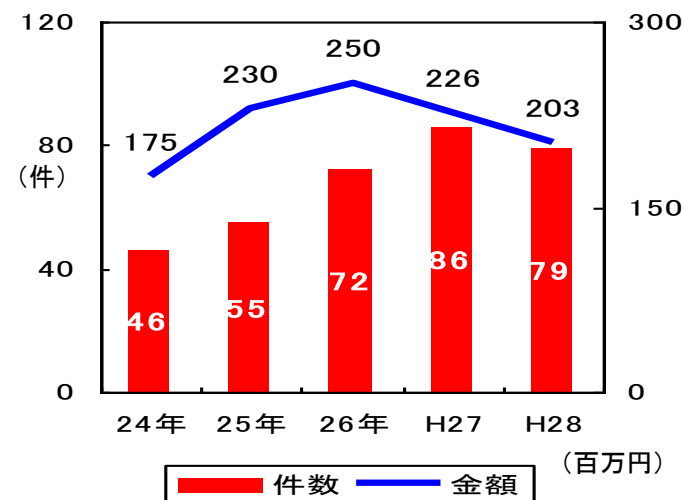
近年、高齢者を対象とした振り込め詐欺等の手口が一層巧妙化し、被害者を誘い出したり、犯人側が現金を手渡しで騙し取る際にタクシーが利用されるなど憂慮すべき状況にある。

【平成28年中のタクシー運転手による電話詐欺被害の阻止】

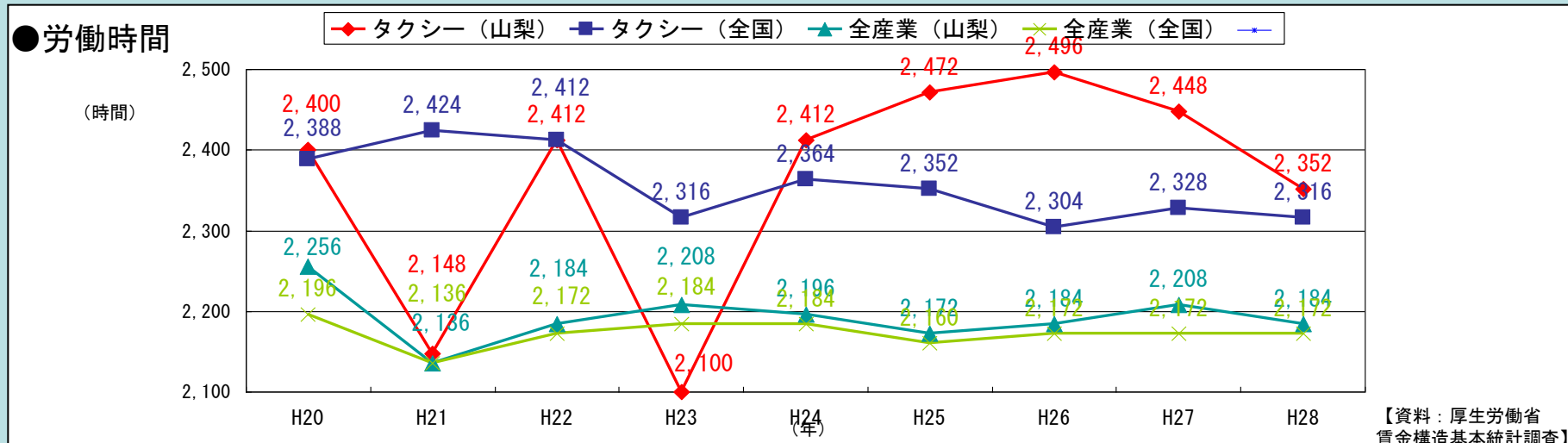
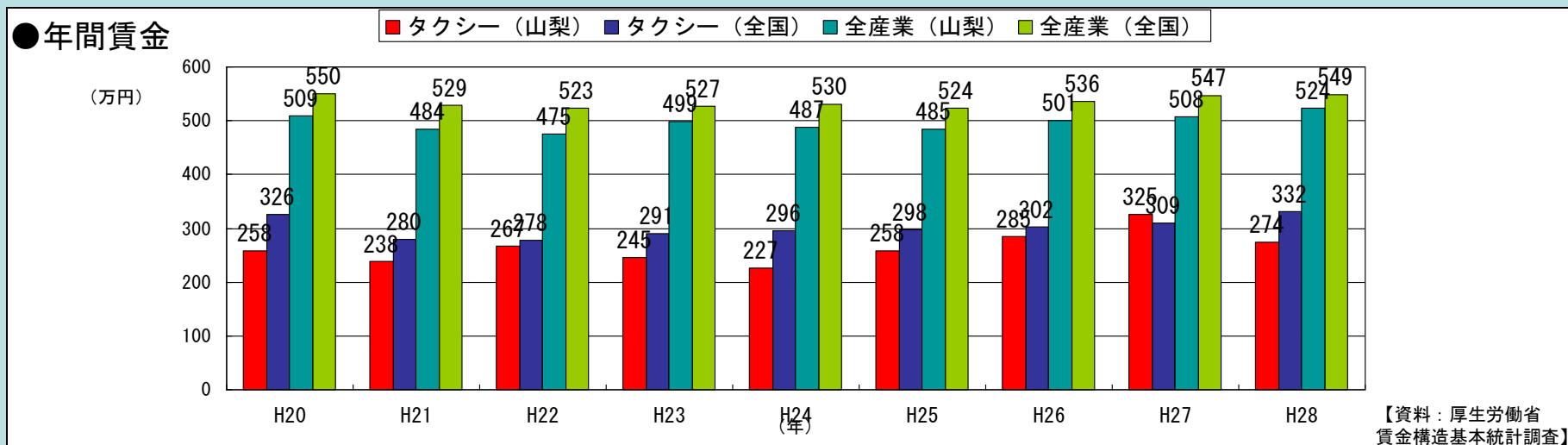
年 月	概 要
2月15日	被害者（70代女性）は、還付金詐欺にだまされ、自宅からタクシーを利用して犯人から指示されたホームセンターに設置のＡＴＭに向かった。タクシー運転手は、車内でやり取りした被害者との会話内容から詐欺被害を疑い、タクシー会社を通じて警察へ通報するなどして被害を未然に防止した。
5月5日	被害者（80歳女性）は、還付金詐欺の電話にだまされ、自宅からタクシーを利用して犯人から指示されたスーパーに設置のＡＴＭに向かった。タクシー運転手は、車内でやり取りした被害者との会話内容から詐欺被害を疑い、被害者を警察署に送るなどして被害を防止した。
6月21日	被害者（80代女性）は、還付金詐欺の電話にだまされ、自宅からタクシーを利用して犯人から指示されたＡＴＭに向かった。 タクシー運転手は、車内でやり取りした被害者の会話内容から詐欺被害を疑い、警察に通報するなどして被害を未然に防止した。
11月10日	被害者（70代女性）は、甥をかたるオレオレ詐欺の電話にだまされ、金融機関窓口で現金を引きだした後、甥が現金を受け取りに来るのを自宅で待っていた。タクシー運転手は、駅前からスーツ姿の若い男を乗車させたが、その男が受け子の特徴に似ていたこと、近い距離をタクシーで移動したことを不審に思い、タクシー会社を通じて警察に通報したことにより受け子の逮捕につながり被害を未然に防止した。

山梨県内での電話詐欺【被害件数・被害金額】

【資料：山梨県警察本部】



【運転者の年間賃金及び労働時間の比較・推移について】

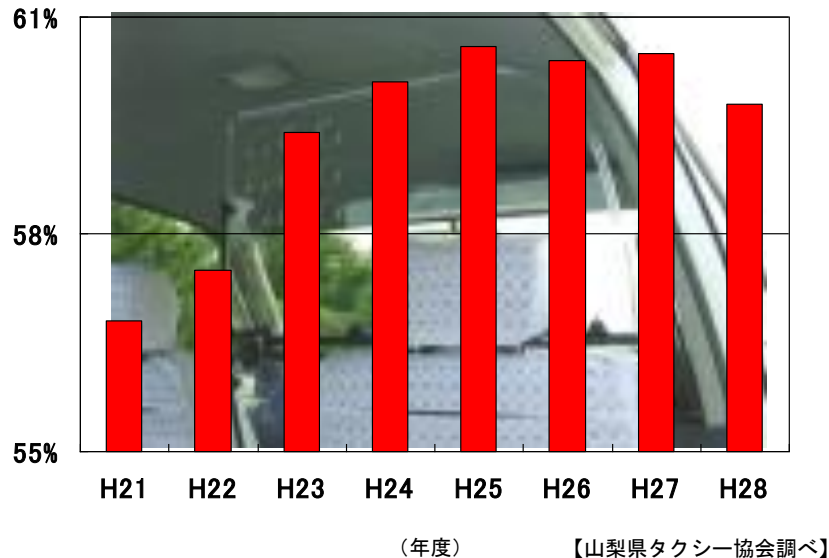


【取組内容】

- ・ 運転者の安全を守るために防犯ガラス、車内用の防犯カメラを積極的に導入している。
- ・ 最近は振り込め詐欺の犯人が、タクシーを利用して被害者宅を訪れ、現金を詐取するという手交型の事案が発生するなど予断を許さない状況にあることから、山梨県警察の指導のもと積極的に防犯対策を推進している。

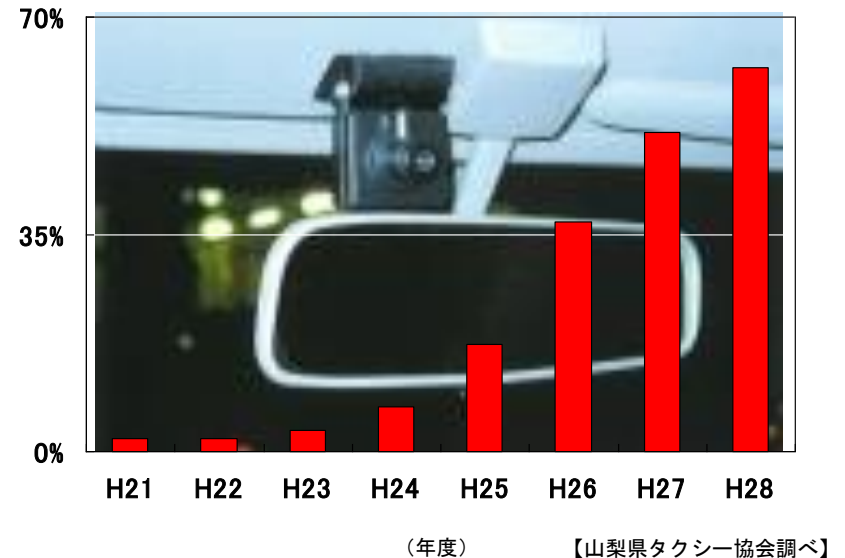
●防犯ガラスの設置状況

(設置率)

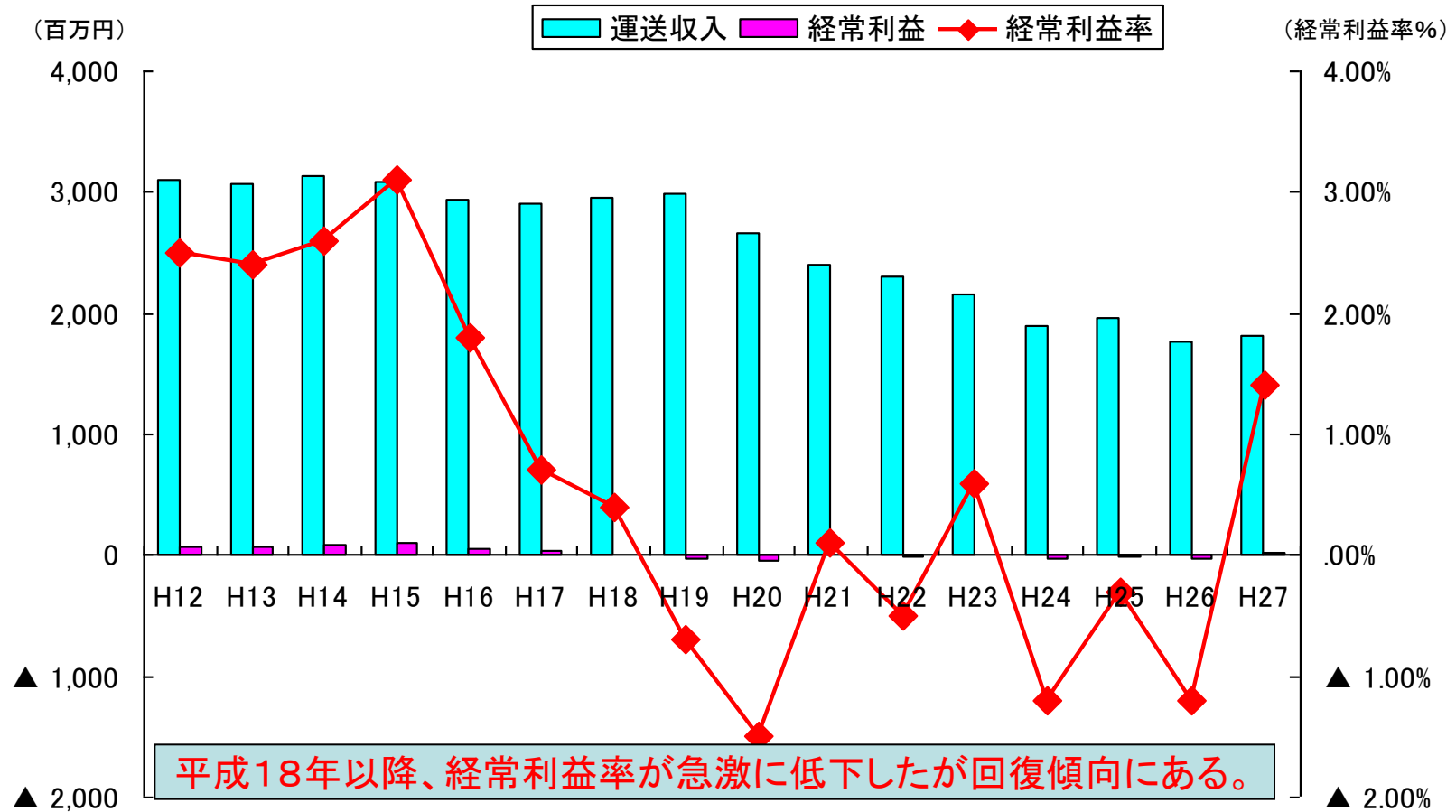


●車内防犯カメラ

(設置率)



【タクシー運送収入と経常利益の推移】

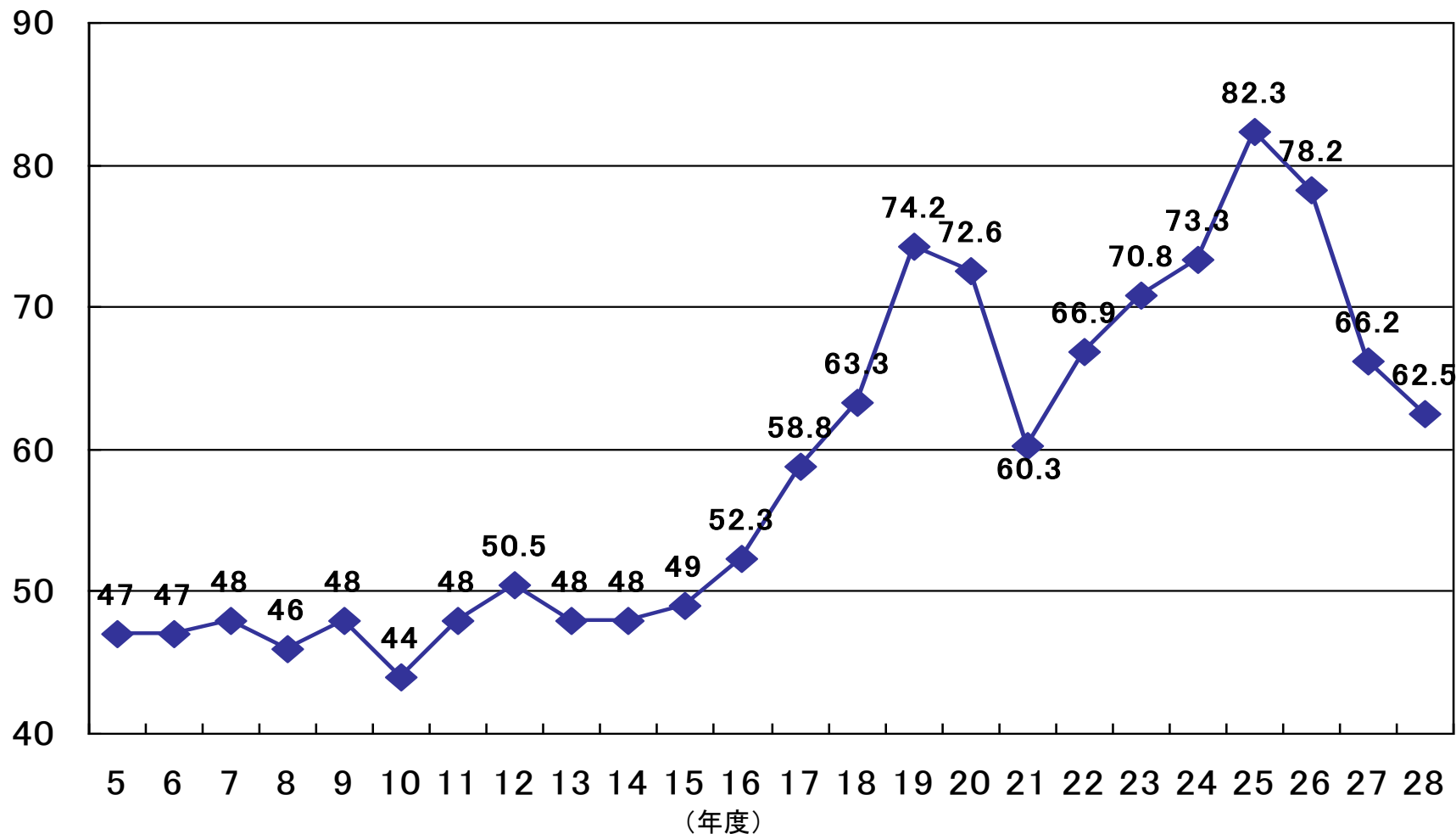


※経常利益率＝経常利益÷運送収入×100

【山梨県タクシー協会調べ】

【LPG価格の推移】

(円/リットル)



【山梨県タクシー協会調べ】

⑩その他の取り組み

【自治体等と連携によるタクシー輸送】

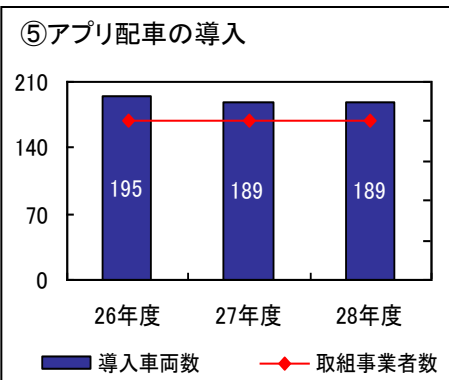
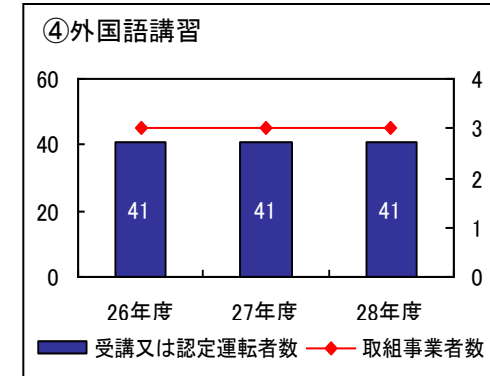
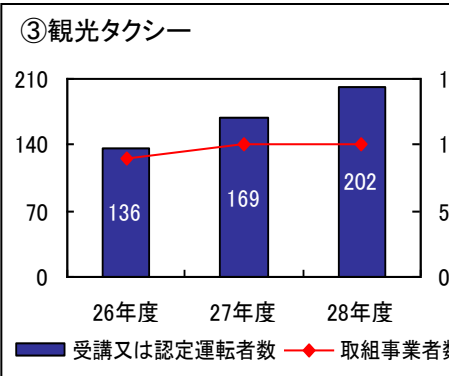
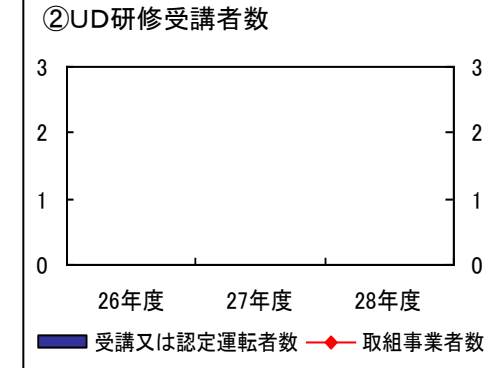
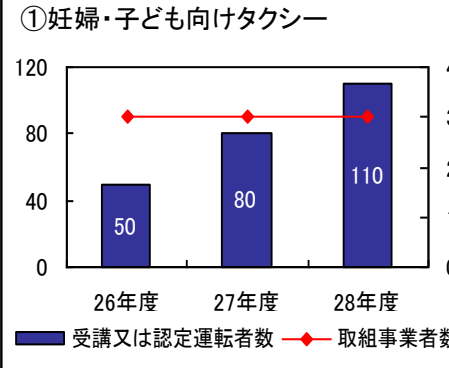
- | | | |
|------------------------------|-------------------------|---------------|
| ・ エンジン01文化戦略会議オープンカレッジ in 甲府 | 平成25年11月28日（木）～12月2日（月） | 甲市内各所 |
| ・ 全国障害者芸術・文化祭やまなし大会 | 平成25年12月6日（金）～8日（日） | アイメッセ山梨 |
| ・ 春の蔵出し！ワインバー | 平成26年5月23日（金）～6月1日（日） | 甲府駅北口よっちゃばれ広場 |
| ・ 地ビールフェスト甲府 | 平成26年7月26日（土）～8月3日（日） | 甲府駅北口よっちゃばれ広場 |
| ・ NCERフォーラムin山梨 | 平成27年1月31日（土）～2月8日（日） | アイメッセ山梨ほか |
| ・ 春の蔵出し！ワインバー | 平成27年5月22日（金）～5月31日（日） | 甲府駅北口よっちゃばれ広場 |
| ・ 地ビールフェスト甲府 | 平成27年7月24日（金）～8月4日（日） | 甲府駅北口よっちゃばれ広場 |
| ・ 青年経営者全国大会 in 山梨 | 平成27年9月10日（木）～11日（金） | 甲府富士屋ホテルほか |
| ・ 春の蔵出し！ワインバー | 平成28年5月27日（金）～6月5日（日） | 甲府駅北口よっちゃばれ広場 |
| ・ 地ビールフェスト甲府 | 平成28年7月22日（金）～7月31日（日） | 甲府駅北口よっちゃばれ広場 |

各種大会・イベントの開催期間中にタクシー共通乗車券を作成し、大会関係者や参加者の方たちを駅から会場への輸送を担った。

活性化事業に係る調査の公表について

活性化事業について①

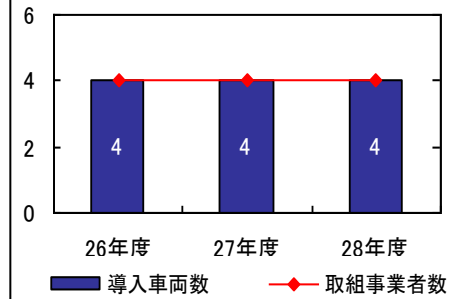
			26年度	27年度	28年度
①	妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア	取組事業者数	3	3	3
		受講又は認定運転者数	50	80	110
②	UD研修受講者数及び受講運転者数シェア	取組事業者数	0	0	0
		受講又は認定運転者数	0	0	0
③	観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア	取組事業者数	9	10	10
		受講又は認定運転者数	136	169	202
④	外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア	取組事業者数	3	3	3
		受講又は認定運転者数	41	41	41
⑤	アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア	取組事業者数	4	4	4
		導入車両数	195	189	189



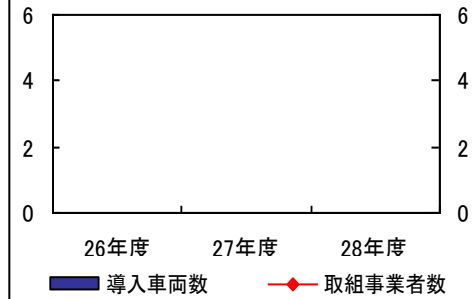
活性化事業について②

			26年度	27年度	28年度
⑥	UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	4	4	4
		導入車両数	4	4	4
⑦	環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	0	0	0
		導入車両数	0	0	0
⑧	先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	1	1	1
		導入車両数	2	2	3
⑨	クレジットカード・電子マネー等導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	9	9	9
		導入車両数	250	245	253

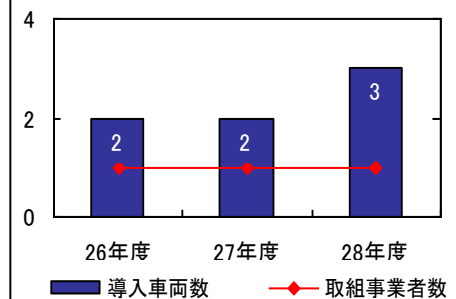
⑥UDタクシーの導入



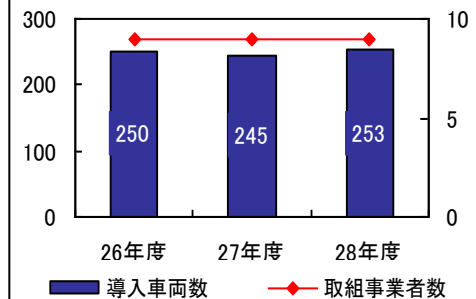
⑦環境対応車



⑧先進安全自動車



⑨クレジットカード・電子マネー



活性化事業に係る調査項目における 目標の設定について

活性化調査項目における目標値の設定について

協議会は、活性化の取組みを計画的に進めるため、下記項目ごとに目標値を設定し、目標達成度や目標達成に必要な取組みについて、今後、協議を行う。

【目標値設定について】

- 目標値は、率（シェア）、値（数）のどちらでも良い
- 目標値は、年度末時点で達成すべき値を設定する
- 設定した目標値は、毎年6月末までに国に報告

【各活性化項目の目標値】

- ①妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
（地域計画記載済み）

- （１）タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
○チャイルドシートの導入

- ②UD研修受講者数及び受講者数シェア
（地域計画記載なし）

- ③観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
（地域計画記載済み）

- （６）観光立国に向けての取り組み
○観光タクシーの運行

- ④外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
（地域計画記載済み）

- （１）タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
- （２）安全性の維持・向上
- （６）観光立国に向けての取り組み
○接客サービス向上のための講習会の実施

- ⑤アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア
（地域計画記載なし）

【設定することが望ましい項目】

⑥UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
(地域計画記載済み)

- (1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
○ユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進

⑦環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
(地域計画記載済み)

※「環境対応車」はEV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド）
FCV（燃料電池車）。
※ガソリン燃料等のハイブリッド車は含まない。

- (3) 環境問題への貢献
○電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進

⑧先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
(地域計画記載なし)

※「先進安全自動車（AVS）導入車」は衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、車両横滑り時制御力・駆動力制御装置等を搭載した車両をいう。

⑨クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア
(地域計画記載済み)

- (1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
○電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 地域計画の一部改正について

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制 定 平成21年10月28日

（目的）

第1条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車を用いる。
3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1） 準特定地域計画の作成
- （2） 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- （3） 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

（協議会の構成員）

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

（注）（1）～（4）は法第8条第1項に規定する構成員、（5）～（7）は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 山梨県知事又はその指名する者
- ② 甲府市長又はその指名する者
- ③ 甲斐市長又はその指名する者
- ④ 中央市長又はその指名する者
- ⑤ 昭和町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長
- ② 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長

(3) 労働組合

- ① 全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会を代表する者
- ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者

(4) 地域住民の代表

- ① 甲府市自治会連合会 会長
- ② 甲斐市自治会連合会 会長
- ③ 甲府市消費者協会 会長

(5) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者

(6) 学識経験者

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 山梨労働局長又はその指名する者
- ② 山梨県警察本部長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。

3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。

4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関係地方自治体の長が全て合意していること。

② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものと

し、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。

15 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日一部改正、同日から施行する。

甲府交通圏の輸送実績前年比較表について

平成29年4月

	延実在 車両数	延実働 車両数	実働率	実車キロ	走行キロ	実車率	輸送回数	輸送人員	運送収入 (千円)
H29.4	11,280	9,106	80.7	453,703	1,039,832	43.6	121,371	172,030	199,805
H28.4	11,340	9,358	82.5	475,060	1,094,611	43.4	123,848	175,296	202,768
前年比	99.4%	97.3%	97.8%	95.5%	95.0%	100.5%	98.0%	98.1%	98.5%

	実働1日1車当り				1回当り 実車キロ	キロ当り 運送収入	車両数
	実車キロ	走行キロ	運送収入	輸送回数			
H29.4	49.8	114.2	21,942	13.3	3.7	192.1	376
H28.4	50.7	117.0	21,668	13.2	3.8	185.2	378
前年比	98.2%	97.6%	101.3%	100.7%	97.4%	103.7%	98.8%

平成29年5月

	延実在 車両数	延実働 車両数	実働率	実車キロ	走行キロ	実車率	輸送回数	輸送人員	運送収入 (千円)
H29.5	11,646	9,191	78.9	449,018	1,039,160	43.2	117,598	166,661	191,403
H28.5	11,718	9,525	81.3	444,481	1,035,459	42.9	118,434	166,651	189,522
前年比	99.4%	96.5%	97.0%	101.0%	100.4%	100.7%	99.3%	100.0%	101.0%

	実働1日1車当り				1回当り 実車キロ	キロ当り 運送収入	車両数
	実車キロ	走行キロ	運送収入	輸送回数			
H29.5	48.8	113.1	20,825	12.8	3.8	184.2	376
H28.5	46.6	108.7	19,897	12.4	3.8	183.0	378
前年比	104.7%	104.0%	104.7%	103.2%	100.0%	100.6%	99.5%

国 自 旅 第 2 6 6 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

平成 26 年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成 21 年法律第 64 号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。

このため、平成 28 年 4 月に策定した「タクシー革新プラン 2016 ～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

ついては、今後下記要領に基づき調査することとしたので、管内運輸支局等に周知されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

I 共通事項

- ① 調査対象：特定地域等の全事業者
- ② 調査対象期間：毎年 4 月 1 日～3 月 31 日までの間、もしくは年度末時点（「賃金の改善度」については、別に定める期間）
- ③ 報告期限：本省あて毎年 6 月末日
- ④ 公表時期：毎年 8 月（平成 29 年度以降）
- ⑤ 公表の方法：地域のタクシー協会は、特定地域等の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表。国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめ、ホームページで公表。

Ⅱ フォローアップの内容

1 適正化事業について

(1) 減車、休車、営業方法の制限、実働率の状況

- 調査対象期間：4月1日～3月31日
- 調査項目：当該期間における減車等台数・実働率
- ※輸送実績報告書に基づき、集計の上報告すること。

(2) 労働環境改善に向けた取組状況

① 特定地域等指定基準に基づく指標

- 調査対象期間：4月1日～3月31日
- 調査項目：
 - ・日車営収の改善度
 - ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
 - ・実働実車率の改善度
 - ・赤字事業者車両数シェアの改善度
- ※輸送実績報告書・事業報告書に基づき、集計の上報告すること。

② 賃金の改善度

- 調査対象期間：2月～4月の3ヶ月間
- 調査項目：運転者給与支払総額、運転者総労働時間、総売上 等
- ※別紙様式1により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

③ 運転者負担の解消割合

- 調査対象期間：年度末時点
- 調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服代、黒タク乗務料、
回送時の高速料金、公共的割引料金 等
- ※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

④ 平均車齢の改善度

- 調査対象期間：年度末時点
- 調査項目：平均車齢
- ※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

⑤ キャリアパスの明示・スキル評価の有無

- 調査対象期間：4月1日～3月31日
- 調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面
での評価の有無、採用者数、採用者平均年齢、離職者の平均勤続年数 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

2 活性化事業について

(1) 評価指標

調査対象期間：年度末時点

調査項目：以下の項目毎に目標値の設定を前提

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

以下、設定することが望ましい項目

- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

(2) 計画的な活性化の促進

各協議会は、活性化の取組を計画的に進めるため、項目毎に目標値を設定し、調査結果の検証と新たな目標を設定し、6月末までに国土交通省に報告する。なお、本報告は地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができることとする。

新たな目標（項目の追加、目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。

協議会の存する地域のタクシー協会は、新たな目標の設定等に関する協議会の開催に際し、時間的余裕を持って調査結果を協議会に報告する。

3 評価手法

(1) 地域の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 全国における特定地域等の平均値に対する各特定地域等の値を比較し評価する。

(2) 個別事業者の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 地域の平均値に対する各事業者の値を比較し評価する。

4 公表の内容・方法

(1) 地域のタクシー協会の場合

- ・地域のタクシー協会は、国土交通省の集計結果をもとに、管内の状況について特定地域等毎に公表する。
- ・(2) により優良事業者としての評価を受けた事業者の実績を公表する。

(2) 国土交通省の場合

- ・国土交通省は、1 (1)、(2)、2 (1) の各項目について、全国の平均値とともに、特定地域等毎に地域の平均値を公表する。なお、本調査の実施にあたり協力が得られなかった事業者があった場合は、当該地域における協力が得られなかった事業者数を合わせて公表する。
- ・全ての項目において、地域の平均値を上回り、取組事項が先進的であるなど、総合的に判断して、優良である事業者を公表することとする。

5 その他

本調査は、行政処分及び監査を行うことを目的として実施するものではない。

別 添

国自旅第 2 6 6 号の 2
平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し、調査協力について周知されたい。

公 示

「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」の
一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

平成２９年　３月１５日

関 東 運 輸 局 長　　持 永　秀 毅

改 正	現 行																																				
公 示 一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について 「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」(平成26年1月27日付け公示。)の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。 平成26年 2月28日 関東運輸局長 原 喜信 記 1. 適用する営業区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都県名</th><th>営業区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td><td>特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏</td></tr> <tr> <td>神奈川県</td><td>京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏</td></tr> <tr> <td>千葉県</td><td>京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏</td></tr> <tr> <td>埼玉県</td><td>県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏</td></tr> <tr> <td>群馬県</td><td>東毛交通圏及び中・西毛交通圏</td></tr> <tr> <td>茨城県</td><td>水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏</td></tr> <tr> <td>栃木県</td><td>宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏</td></tr> <tr> <td>山梨県</td><td>甲府交通圏</td></tr> </tbody> </table> 2. 公定幅運賃 別紙のとおり	都県名	営業区域	東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏	神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏	千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏	埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏	群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏	茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏	栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏	山梨県	甲府交通圏	公 示 一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について 「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」(平成26年1月27日付け公示。)の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。 平成26年 2月28日 関東運輸局長 原 喜信 記 1. 適用する営業区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都県名</th><th>営業区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td><td>特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏</td></tr> <tr> <td>神奈川県</td><td>京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏</td></tr> <tr> <td>千葉県</td><td>京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏</td></tr> <tr> <td>埼玉県</td><td>県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏</td></tr> <tr> <td>群馬県</td><td>東毛交通圏及び中・西毛交通圏</td></tr> <tr> <td>茨城県</td><td>水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏</td></tr> <tr> <td>栃木県</td><td>宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏</td></tr> <tr> <td>山梨県</td><td>甲府交通圏</td></tr> </tbody> </table> 2. 公定幅運賃 別紙のとおり	都県名	営業区域	東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏	神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏	千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏	埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏	群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏	茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏	栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏	山梨県	甲府交通圏
都県名	営業区域																																				
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏																																				
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏																																				
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏																																				
埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏																																				
群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏																																				
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏																																				
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏																																				
山梨県	甲府交通圏																																				
都県名	営業区域																																				
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏																																				
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏																																				
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏																																				
埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏																																				
群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏																																				
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏																																				
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏																																				
山梨県	甲府交通圏																																				

3. 適用日

平成29年4月17日

附 則（平成27年10月1日 一部改正）
本公示は、平成27年10月1日以降適用する。

附 則（平成28年12月20日 一部改正）
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

附 則（平成29年3月15日 一部改正）
本公示は、平成29年3月15日以降適用する。

3. 適用日

平成29年1月30日

附 則（平成27年10月1日 一部改正）
本公示は、平成27年10月1日以降適用する。

附 則（平成28年12月20日 一部改正）
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

改正

(別紙)

小田原交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	850 円	215 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
B 運賃	840 円	218 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
C 運賃	830 円	220 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
D 運賃	820 円	223 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
E 運賃	810 円	226 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	800 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,260 円	30 分 4,260 円
B 運賃	4,210 円	30 分 4,210 円
C 運賃	4,160 円	30 分 4,160 円
D 運賃	4,110 円	30 分 4,110 円
E 運賃	4,060 円	30 分 4,060 円
下限運賃	4,010 円	30 分 4,010 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	800 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運賃	790 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運賃	780 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
E 運賃	770 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	760 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,910 円	30 分 3,910 円
B 運賃	3,860 円	30 分 3,860 円
C 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
D 運賃	3,770 円	30 分 3,770 円
E 運賃	3,720 円	30 分 3,720 円
下限運賃	3,670 円	30 分 3,670 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	760 円	250 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	750 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	740 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	730 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,560 円	30 分 3,560 円
B 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
C 運賃	3,470 円	30 分 3,470 円
D 運賃	3,420 円	30 分 3,420 円
下限運賃	3,380 円	30 分 3,380 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

現行

(別紙)

小田原交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	800 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運賃	790 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運賃	780 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	770 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,050 円	30 分 4,050 円
B 運賃	4,000 円	30 分 4,000 円
C 運賃	3,950 円	30 分 3,950 円
D 運賃	3,900 円	30 分 3,900 円
E 運賃	3,850 円	30 分 3,850 円
下限運賃	3,800 円	30 分 3,800 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	760 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	750 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	740 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,720 円	30 分 3,720 円
B 運賃	3,670 円	30 分 3,670 円
C 運賃	3,620 円	30 分 3,620 円
下限運賃	3,580 円	30 分 3,580 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	720 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	710 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	700 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,390 円	30 分 3,390 円
B 運賃	3,340 円	30 分 3,340 円
下限運賃	3,300 円	30 分 3,300 円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	700 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	690 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,290 円	30 分 3,290 円
B 運賃	3,240 円	30 分 3,240 円
下限運賃	3,200 円	30 分 3,200 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

改正

東毛及び中・西毛交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	850 円	243 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,570 円	30 分 3,570 円
B 運 賃	840 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運 賃	3,530 円	30 分 3,530 円
C 運 賃	830 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運 賃	3,490 円	30 分 3,490 円
D 運 賃	820 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運 賃	3,440 円	30 分 3,440 円
下 限 運 賃	810 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	下 限 運 賃	3,400 円	30 分 3,400 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,360 円	30 分 3,360 円
B 運 賃	800 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運 賃	3,320 円	30 分 3,320 円
C 運 賃	790 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運 賃	3,280 円	30 分 3,280 円
D 運 賃	780 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運 賃	3,240 円	30 分 3,240 円
下 限 運 賃	770 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下 限 運 賃	3,190 円	30 分 3,190 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,140 円	30 分 3,140 円
B 運 賃	760 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運 賃	3,100 円	30 分 3,100 円
C 運 賃	750 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運 賃	3,060 円	30 分 3,060 円
D 運 賃	740 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運 賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下 限 運 賃	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下 限 運 賃	2,980 円	30 分 2,980 円

現行

	2.0km		加算運賃			30分		加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	256 m	90 円	1 分 35 秒	90 円	A (上限運賃)	3,400 円	30 分	3,400 円
B 運 賃	800 円	259 m	90 円	1 分 35 秒	90 円	B 運 賃	3,360 円	30 分	3,360 円
C 運 賃	790 円	262 m	90 円	1 分 35 秒	90 円	C 運 賃	3,320 円	30 分	3,320 円
D 運 賃	780 円	266 m	90 円	1 分 40 秒	90 円	D 運 賃	3,270 円	30 分	3,270 円
E 運 賃	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒	90 円	E 運 賃	3,230 円	30 分	3,230 円
F 運 賃	760 円	277 m	90 円	1 分 40 秒	90 円	F 運 賃	3,190 円	30 分	3,190 円
下 限 運 賃	750 円	280 m	90 円	1 分 45 秒	90 円	下 限 運 賃	3,150 円	30 分	3,150 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,200 円	30 分 3,200 円
B 運 賃	760 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運 賃	3,160 円	30 分 3,160 円
C 運 賃	750 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運 賃	3,120 円	30 分 3,120 円
D 運 賃	740 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運 賃	3,080 円	30 分 3,080 円
E 運 賃	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運 賃	3,030 円	30 分 3,030 円
下 限 運 賃	720 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下 限 運 賃	2,990 円	30 分 2,990 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運 賃	720 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運 賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運 賃	710 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運 賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運 賃	700 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運 賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運 賃	690 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下 限 運 賃	2,830 円	30 分 2,830 円
下 限 運 賃	680 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円			

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,890 円	30 分 2,890 円
B 運 賃	700 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運 賃	2,850 円	30 分 2,850 円
C 運 賃	690 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運 賃	2,810 円	30 分 2,810 円
D 運 賃	680 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運 賃	2,770 円	30 分 2,770 円
E 運 賃	670 円	319 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下 限 運 賃	2,730 円	30 分 2,730 円
下 限 運 賃	660 円	324 m 90 円	2 分 0 秒 90 円			

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,400 円	1,130 円

改正

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,570 円	1,190 円
B 運 賃	3,530 円	1,170 円
C 運 賃	3,490 円	1,160 円
D 運 賃	3,440 円	1,140 円
下 限 運 賃	3,400 円	1,140 円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,360 円	1,120 円
B 運 賃	3,320 円	1,100 円
C 運 賃	3,280 円	1,090 円
D 運 賃	3,240 円	1,080 円
下 限 運 賃	3,190 円	1,070 円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,140 円	1,040 円
B 運 賃	3,100 円	1,030 円
C 運 賃	3,060 円	1,020 円
D 運 賃	3,020 円	1,000 円
下 限 運 賃	2,980 円	1,000 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

現行

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,400 円	1,130 円
B 運 賃	3,360 円	1,120 円
C 運 賃	3,320 円	1,100 円
D 運 賃	3,270 円	1,090 円
E 運 賃	3,230 円	1,070 円
F 運 賃	3,190 円	1,060 円
下 限 運 賃	3,150 円	1,050 円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,200 円	1,060 円
B 運 賃	3,160 円	1,050 円
C 運 賃	3,120 円	1,040 円
D 運 賃	3,080 円	1,020 円
E 運 賃	3,030 円	1,010 円
下 限 運 賃	2,990 円	1,000 円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,990 円	990 円
B 運 賃	2,950 円	980 円
C 運 賃	2,910 円	970 円
D 運 賃	2,870 円	950 円
下 限 運 賃	2,830 円	950 円

④小型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,890 円	960 円
B 運 賃	2,850 円	950 円
C 運 賃	2,810 円	930 円
D 運 賃	2,770 円	920 円
下 限 運 賃	2,730 円	910 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

改正

甲府交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	850 円	234 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	4,060 円	30 分 4,060 円
B 運賃	840 円	237 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	4,010 円	30 分 4,010 円
C 運賃	830 円	240 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,960 円	30 分 3,960 円
D 運賃	820 円	243 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,920 円	30 分 3,920 円
E 運賃	810 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,870 円	30 分 3,870 円
F 運賃	800 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,820 円	30 分 3,820 円
G 運賃	790 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,770 円	30 分 3,770 円
H 運賃	780 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,730 円	30 分 3,730 円
下限運賃	770 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,680 円	30 分 3,680 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	250 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,840 円	30 分 3,840 円
B 運賃	800 円	253 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,790 円	30 分 3,790 円
C 運賃	790 円	256 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,750 円	30 分 3,750 円
D 運賃	780 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,700 円	30 分 3,700 円
E 運賃	770 円	263 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,650 円	30 分 3,650 円
F 運賃	760 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,600 円	30 分 3,600 円
G 運賃	750 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	730 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,460 円	30 分 3,460 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,630 円	30 分 3,630 円
B 運賃	760 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,580 円	30 分 3,580 円
C 運賃	750 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,540 円	30 分 3,540 円
D 運賃	740 円	279 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,490 円	30 分 3,490 円
E 運賃	730 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,440 円	30 分 3,440 円
F 運賃	720 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,390 円	30 分 3,390 円
G 運賃	710 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,350 円	30 分 3,350 円
H 運賃	700 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	3,300 円	30 分 3,300 円
下限運賃	690 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	3,250 円	30 分 3,250 円

現行

甲府交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	800 円	250 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	790 円	253 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	780 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,720 円	30 分 3,720 円
E 運賃	770 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,670 円	30 分 3,670 円
F 運賃	760 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,620 円	30 分 3,620 円
下限運賃	750 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,570 円	30 分 3,570 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,650 円	30 分 3,650 円
B 運賃	760 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,600 円	30 分 3,600 円
C 運賃	750 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,560 円	30 分 3,560 円
D 運賃	740 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,510 円	30 分 3,510 円
E 運賃	730 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,460 円	30 分 3,460 円
下限運賃	720 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,410 円	30 分 3,410 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,450 円	30 分 3,450 円
B 運賃	720 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,400 円	30 分 3,400 円
C 運賃	710 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,360 円	30 分 3,360 円
D 運賃	700 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	3,310 円	30 分 3,310 円
E 運賃	690 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	3,260 円	30 分 3,260 円
下限運賃	680 円	304 m 90 円	1 分 50 秒 90 円		

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,340 円	30 分 3,340 円
B 運賃	700 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	3,290 円	30 分 3,290 円
C 運賃	690 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	3,250 円	30 分 3,250 円
D 運賃	680 円	304 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	3,200 円	30 分 3,200 円
下限運賃	670 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円

改正	現行
2. 定額運賃 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。	2. 定額運賃 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

改正	現行
その他の交通圏は省略	その他の交通圏は省略

公 示

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

平成29年 3月15日

関 東 運 輸 局 長 持永 秀毅

改正	現行
公 示 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年１月１７日 関東運輸局長 上子道雄 記 １．～４． （略） 附則 １ 本公示は、平成１４年２月１日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。 ２ １(３)ロ・(４)ロ、２(２)イ・ロ、及び３については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別に定める地域において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。 附則（平成１４年４月２４日 一部改正） １ 本公示は、平成１４年４月２４日以降適用する。 附則（平成１４年７月２３日 一部改正） １ 本公示は、平成１４年７月２３日以降適用する。 附則（平成１６年９月２９日 一部改正） １ 本公示は、平成１６年１０月１日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。ただし、３．に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。 ２ 現に大型車に区分される車両であって、３．の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。 附則（平成１８年２月２７日 一部改正） １ 本公示は、平成１８年３月１日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。	現行 公 示 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年１月１７日 関東運輸局長 上子道雄 記 １．～４． （略） 附則 １ 本公示は、平成１４年２月１日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。 ２ １(３)ロ・(４)ロ、２(２)イ・ロ、及び３については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別に定める地域において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。 附則（平成１４年４月２４日 一部改正） １ 本公示は、平成１４年４月２４日以降適用する。 附則（平成１４年７月２３日 一部改正） １ 本公示は、平成１４年７月２３日以降適用する。 附則（平成１６年９月２９日 一部改正） １ 本公示は、平成１６年１０月１日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。ただし、３．に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。 ２ 現に大型車に区分される車両であって、３．の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。 附則（平成１８年２月２７日 一部改正） １ 本公示は、平成１８年３月１日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附則（平成１８年１１月３０日 一部改正）

- １ 本公示は、平成１８年１２月１日以降に処分するものから適用する。
- ２ １(3)ロ、３については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別に定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては別に定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それよりも前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成２１年９月３０日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２１年１０月１日以降に処分するものから適用する。

附則（平成２２年６月２４日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２２年７月１日から適用する。

附則（平成２６年１月２７日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２６年１月２７日から適用する。

附則（平成２６年２月２８日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２６年４月１日から適用する。

附則（平成２７年２月１７日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２７年２月１７日 から適用する。

附則（平成２９年３月１５日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２９年４月１７日 から適用する。

附則（平成１８年１１月３０日 一部改正）

- １ 本公示は、平成１８年１２月１日以降に処分するものから適用する。
- ２ １(3)ロ、３については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別に定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては別に定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それよりも前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成２１年９月３０日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２１年１０月１日以降に処分するものから適用する。

附則（平成２２年６月２４日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２２年７月１日から適用する。

附則（平成２６年１月２７日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２６年１月２７日から適用する。

附則（平成２６年２月２８日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２６年４月１日から適用する。

附則（平成２７年２月１７日 一部改正）

- １ 本公示は、平成２７年２月１７日 から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正		現行	
別表		別表	
車種区分	自動車の大きさ等	車種区分	自動車の大きさ等
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員8名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員8名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8名以下のもの。	普通車 <u>ただし、別に定める運賃適用地域にあっては、長さが4.6メートル未満のものを小型車とする。</u>	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員8名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員8名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8名以下のもの。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。	大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。	特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。
		<u>小型車運賃を適用できる地域</u>	<u>神奈川県小田原地区、群馬県A地区、群馬県B地区及び山梨県A地区</u>
備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。	備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

平成29年3月15日

関東運輸局プレスリリース

小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区のタクシー運賃改定について

昨年3月以降、小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区において、小型車区分廃止を理由としたタクシー運賃改定申請が行われておりましたが、本日付けで新たな運賃の公示しましたのでお知らせします。

1. 新運賃の概要（普通車の場合）

運賃ブロック	運賃の範囲	現 行				改 正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
小田原地区	上 限	1.8km	730 円	260 m	90 円	1.8km	770 円	247 m	90 円
	下 限		700 円	271 m			730 円	260 m	
群馬県A地区	上 限	2km	730 円	293 m	90 円	2km	770 円	278 m	90 円
	下 限		680 円	314 m			730 円	293 m	
群馬県B地区	上 限	1.8km	730 円	231 m	90 円	1.8km	770 円	219 m	90 円
	下 限		690 円	244 m			730 円	231 m	
山梨県A地区	上 限	1.8km	730 円	283 m	90 円	1.8km	770 円	268 m	90 円
	下 限		680 円	304 m			690 円	299 m	

※車種区分については、小型車区分を廃止する。

詳細は別添1「自動認可運賃表」参照。

2. 運賃改定の概要

別添2のとおり

3. 所要増収率の算定根拠

別添3のとおり

4. 実施時期

平成29年4月17日（月）

連絡先 関東運輸局自動車交通部

旅客第二課 仲野・小林

電話：045-211-7246（直通）

FAX：045-201-8802

（配布先）神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
群馬県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、
物流専門紙、ハイタク専門紙

小田原地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距 離 制 運 賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加 算 運 賃		
A（上限運賃）	850 円	215 m	90 円	1 分 20 秒 90 円
B 運 賃	840 円	218 m	90 円	1 分 20 秒 90 円
C 運 賃	830 円	220 m	90 円	1 分 20 秒 90 円
D 運 賃	820 円	223 m	90 円	1 分 25 秒 90 円
E 運 賃	810 円	226 m	90 円	1 分 25 秒 90 円
下 限 運 賃	800 円	228 m	90 円	1 分 25 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	4,260 円	30 分	4,260 円
B 運賃	4,210 円	30 分	4,210 円
C 運賃	4,160 円	30 分	4,160 円
D 運賃	4,110 円	30 分	4,110 円
E 運賃	4,060 円	30 分	4,060 円
下限運賃	4,010 円	30 分	4,010 円

2. 大型車

	距 離 制 運 賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加 算 運 賃		
A（上限運賃）	810 円	230 m	90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運 賃	800 円	233 m	90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運 賃	790 円	236 m	90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運 賃	780 円	239 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
E 運 賃	770 円	242 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
下 限 運 賃	760 円	245 m	90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,910 円	30 分	3,910 円
B 運賃	3,860 円	30 分	3,860 円
C 運賃	3,810 円	30 分	3,810 円
D 運賃	3,770 円	30 分	3,770 円
E 運賃	3,720 円	30 分	3,720 円
下限運賃	3,670 円	30 分	3,670 円

3. 普通車

	距 離 制 運 賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加 算 運 賃		
A（上限運賃）	770 円	247 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運 賃	760 円	250 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運 賃	750 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運 賃	740 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
下 限 運 賃	730 円	260 m	90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,560 円	30 分	3,560 円
B 運賃	3,510 円	30 分	3,510 円
C 運賃	3,470 円	30 分	3,470 円
D 運賃	3,420 円	30 分	3,420 円
下限運賃	3,380 円	30 分	3,380 円

群馬県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	850 円	243 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	840 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	830 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	820 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	810 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,570 円	30 分 3,570 円
B 運賃	3,530 円	30 分 3,530 円
C 運賃	3,490 円	30 分 3,490 円
D 運賃	3,440 円	30 分 3,440 円
下限運賃	3,400 円	30 分 3,400 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	780 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	770 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,360 円	30 分 3,360 円
B 運賃	3,320 円	30 分 3,320 円
C 運賃	3,280 円	30 分 3,280 円
D 運賃	3,240 円	30 分 3,240 円
下限運賃	3,190 円	30 分 3,190 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	750 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	740 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,140 円	30 分 3,140 円
B 運賃	3,100 円	30 分 3,100 円
C 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
D 運賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	2,980 円	30 分 2,980 円

群馬県B地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	850 円	190 m 90 円	1 分 10 秒 90 円
B 運賃	840 円	192 m 90 円	1 分 10 秒 90 円
C 運賃	830 円	195 m 90 円	1 分 10 秒 90 円
D 運賃	820 円	197 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
下限運賃	810 円	199 m 90 円	1 分 15 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,390 円	30 分 4,390 円
B 運賃	4,340 円	30 分 4,340 円
C 運賃	4,290 円	30 分 4,290 円
D 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
下限運賃	4,180 円	30 分 4,180 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	203 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
B 運賃	800 円	206 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
C 運賃	790 円	208 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
D 運賃	780 円	211 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
下限運賃	770 円	214 m 90 円	1 分 20 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,950 円	30 分 3,950 円
B 運賃	3,900 円	30 分 3,900 円
C 運賃	3,850 円	30 分 3,850 円
D 運賃	3,800 円	30 分 3,800 円
下限運賃	3,750 円	30 分 3,750 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	219 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
B 運賃	760 円	222 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
C 運賃	750 円	225 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運賃	740 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	730 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,610 円	30 分 3,610 円
B 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
C 運賃	3,520 円	30 分 3,520 円
D 運賃	3,470 円	30 分 3,470 円
下限運賃	3,420 円	30 分 3,420 円

山梨県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	850 円	234 m	90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	840 円	237 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	830 円	240 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	820 円	243 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
E 運賃	810 円	246 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
F 運賃	800 円	249 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
G 運賃	790 円	252 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
H 運賃	780 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	770 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	4,060 円	30 分	4,060 円
B 運賃	4,010 円	30 分	4,010 円
C 運賃	3,960 円	30 分	3,960 円
D 運賃	3,920 円	30 分	3,920 円
E 運賃	3,870 円	30 分	3,870 円
F 運賃	3,820 円	30 分	3,820 円
G 運賃	3,770 円	30 分	3,770 円
H 運賃	3,730 円	30 分	3,730 円
下限運賃	3,680 円	30 分	3,680 円

2. 大型車

	距 離 制 運 賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加 算 運 賃		
A (上限運賃)	810 円	250 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運 賃	800 円	253 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運 賃	790 円	256 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運 賃	780 円	260 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運 賃	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運 賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
G 運 賃	750 円	270 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運 賃	740 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下 限 運 賃	730 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,840 円	30 分	3,840 円
B 運賃	3,790 円	30 分	3,790 円
C 運賃	3,750 円	30 分	3,750 円
D 運賃	3,700 円	30 分	3,700 円
E 運賃	3,650 円	30 分	3,650 円
F 運賃	3,600 円	30 分	3,600 円
G 運賃	3,560 円	30 分	3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分	3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分	3,460 円

3. 普通車

C. 普通車	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	770 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	279 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
H 運賃	700 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	690 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,630 円	30 分	3,630 円
B 運賃	3,580 円	30 分	3,580 円
C 運賃	3,540 円	30 分	3,540 円
D 運賃	3,490 円	30 分	3,490 円
E 運賃	3,440 円	30 分	3,440 円
F 運賃	3,390 円	30 分	3,390 円
G 運賃	3,350 円	30 分	3,350 円
H 運賃	3,300 円	30 分	3,300 円
下限運賃	3,250 円	30 分	3,250 円

別添2

小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区における運賃改定の概要

地区	現行上限運賃		申請(要請)改定率	査定上限改定率 〔 初乗り 加算 〕
小田原地区	普通車 小型車	初乗 730円(1.8km) 加算 90円(260m) 初乗 710円(1.8km) 加算 90円(268m)	0.2%～11.2%	5.1% 〔 770円(1.8km) 90円(247m) 〕
群馬県A地区	普通車 小型車	初乗 730円(2.0km) 加算 90円(293m) 初乗 710円(2.0km) 加算 90円(301m)	0.8%～9.9%	5.0% 〔 770円(2.0km) 90円(278m) 〕
群馬県B地区	普通車 小型車	初乗 730円(1.8km) 加算 90円(231m) 初乗 710円(1.8km) 加算 90円(237m)	0.6%～10.0%	4.8% 〔 770円(1.8km) 90円(219m) 〕
山梨県A地区	普通車 小型車	初乗 730円(1.8km) 加算 90円(283m) 初乗 710円(1.8km) 加算 90円(291m)	0.9%～8.7%	5.2% 〔 770円(1.8km) 90円(268m) 〕

注)車種区分については、小型車区分を廃止

所要増収率の算定根拠【小田原地区】

原価対象事業者 11社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	3,761,864	97.7%	3,618,071	97.7%	3,801,623	97.8%
運送雑収	15,536	0.4%	15,536	0.4%	15,536	0.4%
営業外収益	71,451	1.9%	71,451	1.9%	71,451	1.8%
計	3,848,851	100.0%	3,705,058	100.0%	3,888,610	100.0%
人件費計	2,544,633	62.8%	2,567,303	66.0%	2,567,303	66.0%
運転者人件費	2,266,307	55.9%	2,282,252	58.7%	2,282,252	58.7%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(301,813)	7.5%	(296,949)	7.6%	(296,949)	7.6%
その他人件費	278,326	6.9%	285,051	7.3%	285,051	7.3%
燃料油脂費	275,450	6.8%	162,076	4.2%	162,076	4.2%
車両修繕費	115,633	2.9%	111,332	2.9%	111,332	2.9%
車両償却費	152,521	3.8%	127,636	3.3%	127,636	3.3%
その他運送費	368,697	9.1%	316,095	8.1%	316,095	8.1%
一般管理費	382,254	9.4%	395,104	10.2%	395,104	10.2%
営業外費用	27,189	0.7%	23,973	0.6%	23,973	0.6%
小計	3,866,377	95.4%	3,703,519	95.2%	3,703,519	95.2%
適正利潤	185,091	4.6%	185,091	4.8%	185,091	4.8%
運送原価(計)	4,051,468	100.0%	3,888,610	100.0%	3,888,610	100.0%
利潤込収支差	△ 202,617		△ 183,551		0	
利潤込収支率	95.0%		95.3%		100.0%	
所要増収額	202,617		183,551			
(所要)増収率	5.4%		5.1%			

所要増収率の算定根拠【群馬県A地区】

原価対象事業者 12社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運 送 収 入	1,947,273	99.0%	1,928,821	99.0%	2,024,500	99.0%
運 送 雑 収	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
営 業 外 収 益	20,416	1.0%	20,416	1.1%	20,416	1.0%
計	1,967,689	100.0%	1,949,237	100.0%	2,044,916	100.0%
人 件 費 計	1,195,858	56.8%	1,235,896	60.4%	1,235,896	60.4%
運転者人件費	1,101,510	52.3%	1,139,320	55.7%	1,139,320	55.7%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(119,269)	5.7%	(121,193)	5.9%	(121,193)	5.9%
その他人件費	94,348	4.5%	96,576	4.7%	96,576	4.7%
燃 料 油 脂 費	113,576	5.4%	85,012	4.2%	85,012	4.2%
車 両 修 繕 費	62,653	3.0%	61,986	3.0%	61,986	3.0%
車 両 償 却 費	53,084	2.5%	44,301	2.2%	44,301	2.2%
その他運 送 費	392,498	18.6%	339,045	16.6%	339,045	16.6%
一 般 管 理 費	220,613	10.5%	213,394	10.4%	213,394	10.4%
営 業 外 費 用	25,460	1.2%	23,499	1.2%	23,499	1.2%
小 計	2,063,742	98.0%	2,003,133	98.0%	2,003,133	98.0%
適 正 利 潤	41,783	2.0%	41,783	2.0%	41,783	2.0%
運 送 原 価 (計)	2,105,525	100.0%	2,044,916	100.0%	2,044,916	100.0%
利 潤 込 収 支 差	△ 137,836		△ 95,678		0	
利 潤 込 収 支 率	93.5%		95.3%		100.0%	
所 要 増 収 額	137,836		95,678			
(所要)増収率	7.1%		5.0%			

所要増収率の算定根拠【群馬県B地区】

原価対象事業者 10社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運 送 収 入	905,281	98.5%	904,287	98.5%	947,337	98.5%
運 送 雑 収	353	0.0%	353	0.0%	353	0.0%
営 業 外 収 益	13,665	1.5%	13,665	1.5%	13,665	1.4%
計	919,299	100.0%	918,305	100.0%	961,355	100.0%
人 件 費 計	557,223	56.9%	576,531	60.0%	576,531	60.0%
運転者人件費	443,891	45.3%	460,460	47.9%	460,460	47.9%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(57,692)	5.9%	(58,639)	6.1%	(58,639)	6.1%
その他人件費	113,332	11.6%	116,071	12.1%	116,071	12.1%
燃 料 油 脂 費	74,376	7.6%	73,420	7.6%	73,420	7.6%
車 両 修 繕 費	35,379	3.6%	35,035	3.6%	35,035	3.6%
車 両 償 却 費	10,582	1.1%	7,759	0.8%	7,759	0.8%
その他運 送 費	110,634	11.3%	81,648	8.5%	81,648	8.5%
一 般 管 理 費	94,512	9.6%	89,713	9.3%	89,713	9.3%
営 業 外 費 用	5,961	0.6%	5,785	0.6%	5,785	0.6%
小 計	888,667	90.7%	869,892	90.5%	869,892	90.5%
適 正 利 潤	91,463	9.3%	91,463	9.5%	91,463	9.5%
運 送 原 価 (計)	980,130	100.0%	961,355	100.0%	961,355	100.0%
利 潤 込 収 支 差	△ 60,831		△ 43,050		0	
利 潤 込 収 支 率	93.8%		95.5%		100.0%	
所 要 増 収 額	60,831		43,050			
(所要)増収率	6.7%		4.8%			

所要増収率の算定根拠【山梨県A地区】

原価対象事業者 16社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運 送 収 入	1,400,652	96.7%	1,318,765	96.5%	1,387,394	96.6%
運 送 雑 収	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
営 業 外 収 益	48,307	3.3%	48,307	3.5%	48,307	3.4%
計	1,448,959	100.0%	1,367,072	100.0%	1,435,701	100.0%
人 件 費 計	763,568	50.5%	753,798	52.5%	753,798	52.5%
運転者人件費	731,564	48.4%	721,012	50.2%	721,012	50.2%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(70,414)	4.7%	(68,260)	4.8%	(68,260)	4.8%
その他人件費	32,004	2.1%	32,786	2.3%	32,786	2.3%
燃 料 油 脂 費	127,926	8.5%	105,654	7.4%	105,654	7.4%
車 両 修 繕 費	41,285	2.7%	38,806	2.7%	38,806	2.7%
車 両 償 却 費	56,025	3.7%	46,955	3.3%	46,955	3.3%
その他運 送 費	184,207	12.2%	158,673	11.1%	158,673	11.1%
一 般 管 理 費	260,366	17.2%	254,586	17.7%	254,586	17.7%
営 業 外 費 用	21,041	1.4%	19,596	1.4%	19,596	1.4%
小 計	1,454,418	96.2%	1,378,068	96.0%	1,378,068	96.0%
適 正 利 潤	57,633	3.8%	57,633	4.0%	57,633	4.0%
運 送 原 価 (計)	1,512,051	100.0%	1,435,701	100.0%	1,435,701	100.0%
利 潤 込 収 支 差	△ 63,092		△ 68,629		0	
利 潤 込 収 支 率	95.8%		95.2%		100.0%	
所要増収額	63,092		68,629			
(所要)増収率	4.5%		5.2%			